

合理性，自由，パターンリズム

—合理的選択理論をめぐって—

若 松 良 樹*

1 はじめに

近年の「法と経済学」の隆盛が雄弁に物語っているように、法学、特に法政策学の方法論として経済学が重要な柱となりつつあることに関しては異論がないだろう。しかし翻って考えるに、何故経済学が法学にとって重要なのだろうか。経済学がそれ自体で価値を有しているというだけでは、この問いに対する回答とはならない。というのも、天文学がいかに価値を有していようとも、天文学の価値は法と天文学という方法論を正当化するには不十分だからである。従って、法と経済学の流行に安易に乗る前に、法学にとっての経済学の価値を見極めておく必要があるだろう。

経済学が法学者を魅了してやまない理由の一つは、経済学のもっている公理から定理へというユークリッド幾何学的な理論構成が、合理性を重んずる人たちの心をとらえて離さないという事情にあるだろう。経済学の方法論的な基礎である「合理的選択という経済学上の概念の長所の一つは、それが、きわめて

* 本学法学部教授。本論文は2004年12月27日に神戸大学大学院法学研究科「市場化社会の法動態学」研究センター(CDAMS)において行なった講演「効率性、パターンリズム、自由—合理的選択理論をめぐって」に加筆修正したものである。4時間にも及ぶ講演会に参加していただいただけでなく有益なコメントを下された出席者の方々と、このような貴重な場を提供していただいたCDAMSの関係者の方々に感謝申し上げたい。中でも、同講演のコーディネーターである山本顯治教授には、細やかな心遣いと知的な刺激を頂戴し、今後の研究の勇気と示唆を受けた。ここに謝意を表したい。

単純な諸前提から、精巧、優美、かつ強力な定理を産み出すことにある」(Hollis, 1987, p. 15, 邦訳 23 頁)¹⁾。また、伝統的な法解釈学においても独自の合理性が存在することは否定できないが²⁾、人びとの行動が相互に依存しあう状況において、有限な資源を効率的に配分することが法にも求められるようになるにつれ³⁾、経済学的な合理性の重要度が法学において増してきていることも確かだろう。

経済学が注目される第二の理由は市場という制度の柔軟さ、奥深さによく法学者も気づき始めたということにあらう。個人の自由を守るために市場が果たしてきた機能について従来、法学者はあまりに無頓着であったのかもしれない。むしろ、多くの法学者は市場においては「大きな資本」の跳梁跋扈し、個人の自由を圧殺しかねないとして、市場に対して敵意さえ抱いてきたとも言えよう⁴⁾。しかし、ハイエクによる福祉国家批判やモンローの称賛などを契機として、自由と市場との敵対的ではない関係に対する法学者の理解は深まったように思われる。

このように合理性と自由という二つの価値を獲得することを目指して「法と経済学」が成立したとするならば、多様な経済学の中から、法学者がシカゴ学派を選択したのは自然な流れであったように思われる。つまり、一方においてシカゴ学派的方法的な基礎である合理的選択理論は、少数の公理から人間行動を予測するとともに、一定の規範的な命題も正当化しており、まさに「合理的」な理論の代表だからである⁵⁾。

他方において、シカゴ学派の市場万能主義は、一部の法学者の中に存在する

- 1) 本稿において引用する文献の内、翻訳のあるものについては参考にさせていただいたが、本稿の統一性を保つため、訳語、文体等は適宜変更した。
- 2) この点を強調した代表的な存在は、言うまでもなく田中成明(1994, 第15章)である。また、合理的選択理論を安易に法学に接合することに対する批判としては、川浜昇の重要な仕事、特に川浜(1993b)を参照。
- 3) 法の資源分配機能とその機能を専ら担う「管理型法」という類型については、田中(1994, 第3章)を参照。
- 4) その典型例は憲法学における二重の基準論である。これは精神的自由を重視し、それに比していとも簡単に経済的自由の規制を認める根拠となった。その背景には、プラトンに由来する経済活動への貴族主義的な蔑視が存在するのかもしれない。
- 5) 規範的な理論と記述的な理論との関係については、後に検討する。

レッセフェール・イデオロギーに正当化理由を与える最も強力な理論であるように思われる。確かに、シカゴ学派は市場における個人の自由な交換に対する政府の介入を口を窮めて批判している。シカゴ学派によると、個人の自発的な交換によって達成される状態は、交換以前の状態と比較してパレートの意味において「効率的」である。パターナリズムであれ何であれ、政府がこのような効率的な状態に介入して、その実現を阻止することは、まず第一にパレートの意味において非効率的である。第二に、そのような介入は非効率的であるにとどまらず、個人の選択を阻害し、その意味において自由を侵害している。このように、シカゴ学派は合理性と自由とをともに擁護し、パターナリズムを排していると解釈することも可能であり、法と経済学においてシカゴ学派が重視されるのにもそれなりの理由が存在するとは言えよう⁶⁾。

シカゴ学派のパラダイムに基づく法と経済学の応用研究をさらに推進することの価値は否定すべくもないが、このことは法と経済学におけるシカゴ学派の独占までも正当化するものではない。果たして、多様な経済学の中でもシカゴ学派のみが法学にとって重要なのだろうか。シカゴ学派は万能だろうか。法と経済学が独自の地歩を確立した現在だからこそ、つまり、シカゴ学派をという果実を批判することで法と経済学という肥沃な大地そのものを荒廃させてしまう危険があまり現実化しそうな状況であるからこそ、シカゴ学派の独占状態が法と経済学、さらには法政策学一般にとって幸福なことであるのかどうかについて、一度立ち止まって検討してみる必要がある。

本稿では合理的選択理論を合理性と自由という観点から検討してみたいと思う。というのも、先に述べたように、法と経済学においてシカゴ学派が魅力的であるのは、それが合理性と自由という二つの価値を実現しているように見えるという理由からであるとするならば、実際に合理的選択理論が二つの価値を

6) ただし、法と経済学には、シカゴ学派以外にも、G・カラブレイジーの流れを汲むものも存在しており、重要ないくつかの点においてシカゴ学派と異なった主張をしている、という点も付言しておくべきだろう。しかし、この流れは現在においては、学問的な価値の面は別として影響力という面においてはシカゴ学派に圧倒されている状況であるので、本稿では取り上げないこととする。法と経済学の歴史に関しては、参照 Hylton (2004)。

実現しているのか、それともこの印象は幻想にすぎず、シカゴ学派による「選択の自由」の称揚は実態を伴わないものであるかを検討することは、法と経済学におけるシカゴ学派の独占状態が正当なものであるのかを考察する上で戦略的に重要だからである。

おそらくは、合理的選択理論に限らず、あらゆる理論にとって合理性と自由という二つの価値を同時に実現することは困難だろう。このこと自体はそれほど問題ではない。二つの変数を同時に最大化することがいつでも可能であるとは限らないというだけの話なのかもしれない。しかし、重大な問題は、法と経済学が二つの変数を可能な限り最大化しようとするあまり、二つの変数を恣意的な仕方 で定義してしまっていることにある。もし合理性と自由という二つの価値の重要性を我々が認めるのであれば、その二つの価値を最大限尊重していると主張する理論に対しては、それが本当に我々の実現したいと考えている合理性や自由であるのかを問わなくてはならないだろう。

この問題に取り組むために、本稿ではパターンリズムをリトマス試験紙として用いることとしたい。個人が自由に行なった選択が時として合理的であるとは言えないことがある。このような状況において、パターンリスティックな介入を認めるかどうかは、その理論が合理性や自由をどのように捉えているのかをはっきりと示してくれるように思われる。

ただし、リトマス試験紙が酸性かアルカリ性かという属性しか示さないのと同様に、パターンリズムも合理性と自由の限られた側面のみを示すという点にも留意しなくてはならない。パターンリズムが目指す自己利益の実現が合理性の要請のすべてであるわけではないし、場合によっては、合理性の要請に反することもありえよう。また、選択の自由が自由という複雑な概念の唯一の構成要素であるというわけでもない。だから、自由と合理性という二つの価値について検討するためには、さまざまな作業が残されるだろう。

しかし、リトマス試験紙の提供する情報が限定されたものだからと言って、リトマス試験紙が多くの目的にとって有用であることを否定する人はいないだろう。同様に、ある理論のパターンリズムに対する態度によってその理論が合理性と自由という問題に対してどのように理解しているのかのすべてが示され

るわけではないという点さえ忘れなければ、パターナリズムは重要な情報をいくつかと与えてくれるだろう。つまり、有益な出発点は素晴らしい到着点を保証するものではないし、ましてや到着点と同一であるわけでもないが、そのことは出発点としての有益性を大幅に損ねるものではないのである。

予め断っておかなくてはならないのは、本稿がパターナリズムをリトマス試験紙として用いるだけであり、パターナリズムを不完全な仕方ではしか扱えないという点である。パターナリズムについて十分に扱うためには、二つの問題を検討しなくてはならない。第一の問題は、個人の利益とは何か、個人の自由とは何かといった問題である。この問題を「第一階の問題」と呼びたい⁷⁾。第二の問題、すなわち「第二階の問題」とは、政府や他者が何をなすべきか、何を行なってよいのかに関する問題である⁸⁾。この二つの問題は一応区分できる。第一に、政府や他者がある個人の選択に強制的に介入することが許される場合もあるだろうが、その理由が本人の自己利益の実現であるとは限らない。例えば、他者に危害を加える行為を、強制的にやめさせる場合などがそうである。第二に、ある個人の自己利益にかなう行為であっても政府がそれを強制すべきではないという場合もあり得る。例えば、妻への誕生日プレゼントの選択など、どんなに趣味が悪くても本人が自分でやらなければ意味がなくなるような行為も存在する。従って、二つの問題は区分されるべきである。とは言え、二つの問題には関連があることも確かである。一階がないのに二階がある建物などあり得ないのと同様に、パターナリズムという問題圏においては第二階の問題は第一階の問題に依存している。本人の自己利益を理由として政府が個人の選択に介入すべきかという問題は、個人の自己利益や選択の自由についての一定の理解が存在しない場合には、空疎な問いになってしまうからである。

7) 第一階の問題におけるパターナリズムの主張の例としては、本人が自分の利益を理解しているとは限らないといったものがある。またこの問題における反パターナリズムの主張の例としては、本人が自分の利益についての最善の判定者であるとか、個人の選択の自由は自己利益に優先する価値を有しているといったものがある。

8) 第二階の問題におけるパターナリズムの主張の例としては、政府は市民の利益を実現する義務を負うといったものがある。この問題における反パターナリズムの主張の例としては、政府には個人の自由と責任を尊重する義務がある、といったものがある。

これらパターナリズムに関わる二つの問いの内、本稿が扱うのは第一階の問題であって、第二階の問題にはまったく触れることができない。というのも、本稿の焦点は、個人の自己利益や選択の自由という観点から合理的選択理論やその批判者たちの理論を検討することであり、パターナリズムはさまざまな理論の特徴を顕在化させるための手段として用いられるにすぎないからである。このような立場からは、パターナリズムの第二階の問題はそれほど関連をもたないと言ってよかろう。それでは、パターナリズムというリトマス試験紙を用いたならば、合理性と自由という価値に関して、合理的選択理論はどのような反応を示すのだろうか。

2 合理的選択理論とは何か

合理的選択理論を合理性と自由という観点から検討すると述べたが、実を言うとう合理的選択理論が何であるのかを同定すること自体が簡単な作業ではない。つまり、合理的選択理論というものがたった一つだけ存在するわけではなく、理論家によってその内容が若干（あるいは相当）異なっているのが現状であると言わざるを得ない。私自身は、まだ合理的選択理論の文献をそれほど読み込んでいるわけではないので、この点に関して独自の見解をもっていない。そこで、本稿の論述に関連する範囲で、D・グリーンとI・シャピロの整理を簡単に紹介することでこの問題に対する考察に代えたい。

さて、グリーンとシャピロは合理的選択理論と呼ばれる理論を精査した上で、合理的選択理論の理論家が用いている想定を、その理論家の間で比較的異論の余地の少ない想定と、論争がある想定とに分けている。ここでは、彼らが理論家の間で異論が少ないと考えている想定のみを取り上げることにする。彼らはそのような想定として、以下の5つのものを挙げている。

1. 合理的行動には効用の最大化が伴う
2. 一定の整合性の要請は合理性の定義の一部である
3. 各個人は自分自身のペイオフの期待値を最大化する

4. 最大化を行なう主体は個人である
5. 以上の想定はあらゆる人びとに等しくあてはまる (Green and Shapiro, 1994, pp. 14-17)

これらの想定だけでは合理的選択理論の全体像を描き出すことはできないが、輪郭を素描することぐらいなら許されるだろう。本稿では、これらの要素の内でも、とりわけ最初の二つ、つまり、効用の最大化としての合理性和、整合性としての合理性について検討したい⁹⁾。

それでは、合理的選択理論の第一の特徴であり、中心的な要素であるように思われる効用の最大化とはどのようなことだろうか。実は、効用という概念はそれほど明確なものではなく、この不明確さが合理的選択理論の理解を困難にしている原因の一つなのである。A・センは効用という概念を、ある人が自分の選択行動を通じて最大化しようとしている対象という意味と、当人の自己利益という意味との二つに区分する必要性を強調している (Sen, 2002, p. 27)。以下では、前者の意味での効用を「最大化対象としての効用」、後者の意味での効用を「自己利益としての効用」と呼ぶことにする。

この二つの意味での効用を区分する必要があるのは、個人が自己利益以外のものを追求する可能性があり、そのような行動が日常的な意味で非合理であるとは言えない場合も存在するからである。例えば、自分の利益にならなくても、対人地雷の廃絶のために献金することなどである。もちろん、そのような行動を非合理であると定義することは不可能ではない。また、偽善者の仮面を引き剥がして、そのような行動も結局は何らかの仕方では自己利益を目指しているのだと指摘することもできるだろう。私自身はそのような仕方では恣意的に自己利益や合理性を定義することには賛成しないが、このような定義が不可能では

9) 本稿はこれらの要素にのみ注目するが、これらこそが合理的選択理論の必要条件であると主張しているわけではない。もしかすると、必要条件などは存在せず、合理的選択理論と呼ばれる諸理論の間には「家族的な類似性」しかないのかもしれない。本稿ではこの問題をオープンにしておきたい。また、残った要素の内でも、3の期待効用の理論は不確実な状況下での意思決定の方法として重要であるが、選択や利益を考察している本稿の文脈においては割愛せざるを得なかった。この問題については稿を改めて論ずることとした。

ないということに留意しつつ、議論を進めることにしよう。

さて、主として念頭に置いているのがどちらの意味の効用であるのかに応じて、合理的選択理論と呼ばれている理論を大きく二つに分けることができる。経済学者は顕示選好理論の強い影響を受けているので、少数の例外を除いては最大化対象として効用を理解しているように思われる。その典型例は、G・ベッカーの著作に見い出すことができる (Becker, 1996)。彼は麻薬中毒のように、当人の自己利益に明確に反し、それ故、パートナーリズムが説得力ある仕方で主張されうる領域においても、中毒者は合理的に行動していることを論証するという力業を示す。

これに対して、A・ダウンス以降隆盛となった政治学において合理的選択理論を用いようとする動向は、多くの場合、ホップズ的な問題構成を行い、利己的な個人の間でどのようにして政治秩序 (あるいは協力) が可能であるのかといった問いを追求している (Downs, 1957)。従って、ここでは効用は行為者の自己利益と捉えることが少なくないように思われる¹⁰⁾。この二つの合理的選択理論は、後述するようにそれぞれ異なった合理性観念を前提としているので、別個に論じられるべきだろう。

3 顕示選好理論

3.1 内的な整合性

まずは最大化対象として効用を捉えるアプローチから考えてみよう。このアプローチを採る理論も多種多様であるが、その中でも最も極端な例は、顕示選好理論に見い出すことができる。顕示選好理論の哲学的な背景を提供しているのが論理実証主義であることは周知のことだろう。論理実証主義は検証不可能な言明を無意味なもののみとしたが、L・ロビンズによる効用の個人間比較の不可能性の主張に典型的に示されるように、論理実証主義は経済学においては個人の内面のような観察不可能なものに理論家が言及することを禁じる効果を

10) 政治理論における自己利益説の系譜については、参照 Mansbridge (1990)。

もたらした。

個人の内面に立ち入らずに個人の効用を推測するために「選好」という概念が導入される。合理的選択理論の古典の一つである L・サヴェッジの『統計学の基礎』は、選好という概念によって彼が意味していることを次のように説明している。

二つの行為 f と g との内、人は g よりも f を選好することがありうる。大雑把に言ってこのことが意味しているのは、もし彼が f と g との間で決定するように求められたならば、他の行為が選択できない場合には、彼は f に決定するだろうということである (Savage, 1972, p. 17)。

この説明においては、選好はもっぱら選択という行動によって定義されている¹¹⁾。要するに、論理実証主義によってかけられた個人の内面の忌避という呪縛の故に、顕示選好理論の情報基礎は選択行動に限定されてしまったのである。そしてこの情報基礎の狭隘さは、顕示選好理論の合理性概念にも暗い影を落とすことになる。すなわち、顕示選好理論の情報基礎は行為者の選択行動のみであって、行為者がその選択を行なった動機や理由といったものには一瞥さえも与えられないために、顕示選好理論において合理的であったり非合理であったりする対象は、選択行動を行なった際の行為者の動機や理由と当該選択行為との関係ではなく、行為者の行なった選択行動相互の間の内的な関係でしかありえなくなるのである¹²⁾。

11) よく知られているように、このような説明は行為者が f と g との間で無差別である場合をうまく説明できないという難点を抱えている。つまり、その人が二つの選択肢の間で無差別である場合には、どちらの選択肢も選択することがありえるが、行為者が選択した選択肢の方を他方よりも選好しているとは言えないからである。選好と無差別とを区分するためには、行為者の表面に現れた行動だけでなく、行為者の内面に分け入らなくてはならないように思われるが、奇妙なことにサヴェッジはこの問題を認識しながらも、「選好と無差別とが少なくとも原理上は、行為の間の決定によって確定され、内省的な問題への反応によって決定されるのではないということが非常に重要であると私は考える」(Savage, 1972, p. 17)と述べるにとどまり、行為者の内面に立ち入るくらいならば、この問題を放置しておいた方がましだと言わんばかりに、解決策を提示することを放棄する。ここに論理実証主義によって課せられた桎梏の厳しさを垣間見ることができよう。

行為の理由や動機といった選択行動に外在的なものが排除される結果、顕示選好理論においては、合理性とは選択行動相互の間で首尾一貫していることとして理解され、選択行動の整合性の基準として、推移律、縮約に関する整合性などさまざまな公理が提示されることになる。以下では、これらの合理性基準の詳細に立ち入ることなく、その一般的な性格だけに限定して話を進めることにしよう。

内的整合性の一般的な性格としては、以下の3つの点を挙げておくこととしたい。まず第一に、内的な整合性という条件が課される対象は選択関数である。合理的選択理論においては、ある空ではない実現可能な選択肢の集合 S を定義域とし、論理的に可能なあらゆる実現可能集合に対して実現可能集合の部分集合である選択された集合を割り振る選択手続のことを選択関数 $C(\cdot)$ と呼ぶ。選択関数にはさまざまな条件が課されるが、内的整合性はその内の一つである。

第二に選択関数という概念は、値域である選択された集合 $C(S)$ が定義域である S が変化する場合にのみ変化しようという含意を有している。従って、内的な整合性は定義域の変化と値域の変化との関係を考察対象とする。

第三に、内的な整合性是非合理であると思われる選択パターンを排除することを目指しており、合理性のすべてを捉え尽くそうとは考えていないという点にも留意すべきだろう。従って、内的な整合性が合理性の十分条件ではないということは、必ずしも批判としては成立しない。

内的な整合性の基準としては、さまざまなものが提出されているが、本稿の主張は、内的な整合性という発想そのものが自由と合理性という二つの価値を重視する法学に馴染まないということであるから、ここではさまざまな基準の詳細に立ち入る必要はないだろう。むしろ、内的な整合性が合理性の必要条件を捉えようとしたものであることを理解するならば、内的な整合性の基準の内でも比較的弱いものだけを議論の対象とし、それでさえも合理性の必要条件を

-
- 12) ここで注意する必要があるのは、顕示選好理論が「内的」という表現で意味しているのが、選択行動間の関係から出ないということであって、行為者の選択の理由や動機のような行為者の内面は、選択行動からは「外的」なものとして理解されているという点である。

捉えていないことを示すことができれば本稿の目的にとって十分である。

内的な整合性が合理性の中核を捉えているのかを吟味するために、まず第一に R・サグデンが「最低限の整合性」と呼んだものを導入しておきたい。

最低限の整合性 $\{x\} = C(\{x, y\})$ であるならば、 $S = \{x, y, \dots\}$ であるあらゆる実現可能集合に対して、 $\{y\} \neq C(S)$ である (Sugden, 1985, p. 167)。

この条件はかなり弱いものであり、当たり前のことを言っているだけのようにも思われる。背比べをしていて、AさんがBさんよりも背が高いことが分かったとしよう。そこにCさんがやってきて、もう一度みんなで背比べをしようと言い出したとする。AさんがCさんに負けることはありえるが、Bさんに負けることはありえないだろう。というのも、さっき二人で背比べをして勝ったばかりだからである。従って、最初の背比べの敗者であるBさんが二番目の背比べの勝者になることはないということを要求しても、何も問題がないように見えるが、果してそうだろうか¹³⁾。

3.2 誰の合理性か？

この最低限の整合性という基準の検討に入る前に、ここで顕示選好理論が目指していることについての予備的な考察を行なっておくことにしよう。顕示選好理論の合理性概念の特徴を描き出すために、合理性概念が誰のためのものかということを考えてみよう。

顕示選好理論における合理性概念が選択行動相互の関係を対象とするものであるという事実がこの問題を考える上での鍵となる。結論から先に述べるならば、内的な整合性に代表される顕示選好理論の合理性の基準は、理論家が行為者の行動を予測するために必要な基準であって、行為者の選択を助けようとするものではない。というのも、顕示選好理論は行為者の内面をブラックボックスとしてしまうので、そこで用いられる合理性は選択過程についての基準では

13) 最低限の整合性が他の整合性条件よりも弱いものであることの証明については、参照 Sugden (1985, pp. 167-169)。

ありえないからである。実際、最低限の整合性からも明らかなように、内的な整合性の情報基礎は、選択関数の定義域である集合と値域である選択された集合だけであり、その間に存在するはずの選択手続に関する情報は科学としての経済学にとっては扱えないものとして排除されることになる¹⁴⁾。

他者の行動を理解したり予測しようとする理論家にとっての合理性基準と自分の選択をよりよいものにしたいと考えている行為者にとっての合理性とは異なり得る。例えば、常に自分の選好順序において低い方を選択するという風変わりな人を考えてみよう。この人の選択は顕示選好理論の公理を充たしているという意味においては合理的だと言ってよかろう。つまり、この人の行動は理論家によって予測可能である。また、この人は理論家から一定の選好順序（残念ながら、実際の選好順序の正反対のものではあるが）を割り振ってもらえるだろう。しかし、理論家から合理的であるというお墨付きを頂戴しても、常に自分の嫌いな選択肢の方を選んでしまう人には何の慰めにもならないことも確かである。

もちろん、二つの合理性が一致する場合もあるが、風変わりな人の例から明らかなように一致しない場合も存在するので、二つの合理性は区分されるべきである。以下では、セン (Sen, 2002, pp. 42-3) にならって、理論家にとっての合理性を間接的で予測的な合理性の使用と、行為者にとっての合理性を直接的で規範的な合理性の使用とそれぞれ呼ぶこととする¹⁵⁾。

間接的で予測的な合理性と直接的で規範的な合理性が一致しない可能性は、顕示選好理論にとっては何の欠陥でもない、と主張する人たちもいるだろう。この人たちに言わせるならば、顕示選好理論はそもそも最初から行為者のための合理性の基準であることを目指してはいないのであり、間接的で予測的な合理性を捉えることに成功していればそれで十分なのである。しかし、間接的で

14) 後述するサイモンの「手続的合理性」という概念は、経済学の内面への忌避を打破しようとする試みとして理解することができる。

15) 理論家にとっての合理性と行為者にとっての合理性との対比は、C・コースガード (Korsgaard, 1996, pp. 12-13, 邦訳 14—15 頁) が説明的適切性と規範的適切性と呼ぶ区分と同一である。コースガード (Korsgaard, 1996, p. 14, 邦訳 16 頁) によると前者が三人称的な視点に立つのに対して、後者は行為者、一人称の視点に立つという相違が存在する。

予測的な合理性は、直接的で規範的な合理性に依存しているという点に留意すべきである (Sen, 2002, p. 43)。合理性が他者の行動解釈の基準としての機能をもちうるのは、合理性が行為者の行動を導く価値であると想定できるからであり、もし他者が自分の行動を合理性に基づいて統制できないとするならば、合理性は予測の根拠とはなり得ないのである。

また、たとえ顕示選好理論が間接的で予測的な合理性を十分に捉えていたとしても、それが理論家にとっての合理性でしかないという事実はその魅力を大幅に減ずるものだろう。合理的選択理論という名称は、それが行為者にどのような選択を行なうべきかを教える理論であるという含意を有しているので、合理的選択理論という看板自体が羊頭狗肉の感を否めない。合理性が理論家の独占物でないのであれば、行為者にも何らかの仕方に関係しなくてはならないだろう。そこで、以下では行為者にとっての合理性という観点から最低限の整合性を検討することにした。

3.3 選好のメニュー依存性

最低限の整合性を行為者の側から眺めると、直観的には必ずしも非合理とは言えないような選択行動が排除されてしまうことが分かる。この理由は、最低限の整合性が前提としている想定と関連している。最低限の整合性は定義域となる実現可能な選択肢の集合の各要素がもっている行為者にとっての価値が、集合内の他の要素から独立に確定した値をもっているということを前提としている。前述した背比べの例を用いるならば、Aさんの背丈はBさんと比べる場合とCさんと比べる場合とで変化することはないというものである。確かにAさんの背丈が比べる相手によって伸び縮みするということは通常考えられない話である。

しかし、この想定があてはまらないような状況も存在する。このことを示すために、センが用いている例を若干変更したものを導入することにして (Sen, 2002, pp. 122-123)。アパートの隣室に住んでいる魅力的な人からあなたは「私の部屋でコーヒーでもいかがですか」とお誘いを受けたとしよう。この例においてはあなたの選択肢は x (コーヒーを飲みに行く) と y (お断りする) であ

る。この状況を状況1と呼ぶことにする。状況1においてあなたは x を選択したとしよう¹⁶⁾。さて状況1を少し変更して、お隣さんが「紅茶もありますよ」と新しい選択肢 z の提示したとしよう。この状況を状況2と呼ぶことにする。最低限の整合性によれば、状況1で捨て去った選択肢 y が状況2において復活することは許されない¹⁷⁾。この場合には、確かに、お誘いを断るよりもコーヒーを飲んだ方がよいと考えていた人が、紅茶という新しい選択肢を前にした途端にしり込みするのは非合理であるように思われる。

さて、状況をさらに変化させて、状況3を導入しよう。あなたのお隣さんはさらに「覚醒剤」という選択肢 w を追加することによって実現可能集合を拡張したとする。状況1や状況2においてコーヒーを飲みに行くという選択を行った人が、状況3においてお断りするという選択肢を選択することは果して非合理だろうか。最低限の整合性がこの選択をどのように非難しようと、私にはこの選択が非合理であるとは思えない¹⁸⁾。

この事例が示しているように、最低限の整合性があまり合理的には思われないう文脈が存在する。先に述べたように、最低限の整合性は定義域となる実現可能な選択肢の集合の各要素がもっている行為者にとっての価値が、集合内の他の要素から独立に確定した値をもっているということを前提としている。これがあてはまるような文脈も存在するが、そうでない文脈も存在する。先の事例に関して言えば、覚醒剤という新たな選択肢の付加は、既存の選択肢の意味についての新たな情報を与えることによって、既存の選択肢の解釈、ひいてはその行為者にとっての価値にも影響を与えるのである。私もコーヒーならいざ知らず、覚醒剤を安直に勧める人とは仲よくなりたくない¹⁹⁾。このように行為者の選好が選択肢そのものの性質だけでなく、選択肢の集合であるメニューにも依存するような性質をもつことを「選好のメニュー依存性」と呼ぶ。

16) $\{x\} = C(\{x, y\})$

17) $\{y\} \neq C(\{x, y, z\})$

18) $\{y\} = C(\{x, y, z, w\})$

19) よく知りもしない隣人に麻薬を勧める人は、渋谷の雑踏で見ず知らずの人に麻薬を売る売人よりも無謀な人である。隣人も渋谷の通行人と同じ程度に赤の他人かもしれぬが、隣人は通行人とは異なり、売人の住所を知っており、この意味でより危険な存在だからである。

選好がメニュー依存的な性格をもつ文脈としてはさまざまなものがありえるが²⁰⁾, その詳細についてはここではこれ以上触れないことにする²¹⁾。ここで指摘しておきたいのは、個人の選好の合理性を判定するためには、最低限の整合性のように選択肢の集合である実現可能集合の包含関係だけを情報基礎とするのでは不十分であり、選択肢相互の関係なども考慮の対象としなくてはならないという点である。そしてこの点は個人の選択の自由を考える際にも重要な論点となるであろう。

3.4 自由を尊重しているか？

前述したように、法と経済学や合理的選択理論に対しては、反パターナリズム的であるという印象が一般に流布している。また、シカゴ学派の綱領的な書物のタイトルを M・フリードマンは『選択の自由』と名付けた。それでは、顕示選好理論はパターナリズムを排し、個人の選択の自由を称揚していると捉えることができるだろうか。

確かに、顕示選好理論はパターナリズムに対して批判的だろう。前述したように顕示選好理論は「内的」な性質をもっているので、行為者のある選択行動が別の選択行動と不整合であることを批判することはあったとしても、ある選択行動を当人の利益に反するといったような理由で批判したり、やめさせたりすることはない。この意味において、顕示選好理論はパターナリズムに余地を残さないとやってよかろう。

20) 例えば、不確実な状況下での選択に関しては、合理的選択理論において標準としての地位を占めているのは期待効用理論である。期待効用理論においては、選択肢となる各行動の価値はお互いに独立して決定されるのに対して、「後悔理論」と呼ばれるものは、選択肢の価値を、選択肢となる行動それ自体の性質だけでなく、実現可能集合に属する他の行動の性質にも依存させる (Sugden, 1985, p. 173)。この理論は人びとが自分の選択した選択肢を、自分が選択すれば実現したはずだが実際には選択しなかった状態と比較して、後悔したり、歓喜したりするという心理学的な事実を重視するものである。例えば、競馬で馬券がはずれることは、単に自分の財産が減少する以上の意味を有しており、他の馬に賭けていたならば手にしていたであろうお金を得られなかったという事実に対する後悔が含まれている、というのである。

21) メニュー依存性の詳細については、Sen (2002, pp. 165-175) とそこに挙げられている文献を参照。

しかしだからと言って、顕示選好理論を通常の意味での反パターナリズムの典型例として特徴づけるのも不適切であるように思われる。通常の意味での反パターナリズムは、個人の利益については個人が最善の判定者であるとか、個人が選択したこと以外には個人の利益は存在しないといった個人の利益についての主張を伴っている。しかし顕示選好理論はこのような形態の反パターナリズムに対しても敵対的だろう。というのも、顕示選好理論の世界においては、個人の利益のような個人の選択行動から外的な概念は存在を許されないのであって、パターナリズムであれ何であれ個人の利益を持ち出すすべての理論に対して顕示選好理論は敵対しなくてはならないからである。つまり、顕示選好理論は個人の利益についての主張ではないので、個人の選択が当人の利益に反することがあるとかなんといったパターナリズムをめぐる問題圏からは遠く離れており、位相を異にしているのである。

また顕示選好理論が選択の自由を称揚しているとも言えないだろう。この文脈で重要なのは、D・クレプスの議論をきっかけとして近年爆発的に展開している「選択の自由」に数学的な表現を与えようとする一連の議論である。この議論の詳細についてここで立ち入ることはせず²²⁾、要点だけをかき摘んで説明しておこう。

選択の自由を尊重するためには、個人が選択した結果を尊重するだけでは不十分で、個人が十分に多様で魅力的な選択肢の集合から選択することも重要である。たった一つの選択肢しかない場合や、選択肢が多数存在してもそれらがほとんど変わり映えしない場合には、行為者が選択の自由を行使したとはいえないからである。選択肢の集合をこの分野の通例に従って「機会集合 (opportunity set)」と呼びたい。さて、選択された選択肢だけでなく、機会集合にも目を転ずることは、選択の自由という問題を考える際には自然な出発点だろう。そして、一度、機会集合の包含関係についての情報を考慮に入れるならば、顕示選好理論の整合性基準は深刻な疑念にさらされるのである。

内的整合性と自由との関係を検討するために、もう一つの内的整合性の基準をここで導入することとしよう。先ほどの最低限の整合性ほどは弱いものでは

22) この議論の詳細については、差し当たり、参照若松 (2004)。

ないが、合理的選択理論において標準的に用いられている基準の一つに性質 α 、あるいは縮小整合性と呼ばれるものがある。

性質 α あらゆる x に対して、 $x \in S_1 \subset S_2 \rightarrow [x \in C(S_2) \rightarrow x \in C(S_1)]$.

この基準が意味していることは、あなたがあるメニューからある選択肢を選んだならば、そのメニューのからいくつかの選択肢が取り除かれても、あなたが以前選択した選択肢が縮小されたメニューの中に残されているならば、あなたは以前と同じ選択をしなくてはならないということである。この基準が説得力を有する文脈は少なからず存在する。例えば、全国にはさまざまな新聞があり、政府寄りの新聞から、反政府的なものまで多様であったとしよう。この状況を S_1 と呼ぶこととする。あなたは S_1 においてある新聞 x を愛読しているとする²³⁾。ある時、あなたの愛読紙ではない新聞が一つ廃刊されたとしよう。この状況を S_2 と呼ぶこととする。あなたの知らなかったような新聞が廃刊されたからと言って、その理由であなたが自分の愛読紙を変更するならば、非合理だろう²⁴⁾。性質 α が語っているのはこういうことである。

しかし、性質 α が説得力を欠くような文脈も存在する。このことを示すために、先の状況をさらに変更して、あなたの愛読紙以外のすべての新聞を政府が発禁にしたとする。このような状況を S_3 と呼ぶことにする。 S_3 においても、あなたの愛読紙である x は選択肢として残されているのだから、あなたは x を読み続けるべきだと性質 α は命じる。つまり性質 α は、この二つの状況 S_2 と S_3 の間で重大な差異はないのだから、以前と同じ選択を続けるべきであると述べる。しかし、多くの人にとってはこの二つの事例の間の相違は重要なものである。だからこそ一部の人は御用新聞を講読することをやめ、言論弾圧に反対する運動に身を投ずることだろう。

ここで決定的に傷つけられているのは自由である。もし自由の価値をまった

23) $x \in C(S_1)$.

24) $x \in S_2 \subset S_1 \rightarrow [x \in C(S_1) \rightarrow x \in C(S_2)]$. もちろん、あなたの気が変わったというようなことはよくある話である。しかしここでは、合理的選択理論の通常の想定にならって、あなたの嗜好は安定的であるとしてしよう。

く認めないのであれば、自分の選択するであろう選択肢以外の選択肢をすべて排除されたとしても、何の痛痒も覚えずに、以前と同じ選択を繰り返すことができるだろう。しかし、自由の価値をいくぶんたりとも認めるのであれば、他の選択肢が排除されたにもかかわらず以前と同じ選択を平然と繰り返すことは最早できなくなる。自由の甚大な侵害に対して、何らかの反応をせざるを得ないからである。

以上の考察は、性質 α を合理性の基準として提出する理論が自由の侵害に対してきわめて鈍感であることを示している。自分の選択するであろう選択肢以外にも良質な選択肢が残されていることが選択の自由にとっては重要であるにもかかわらず、性質 α を用いる理論は選択の自由を称揚しているどころか、当人の選択するであろう選択肢以外のものの排除を認めてしまう点で、自由に無頓着であると言えるだろう。

結論に代えて、顕示選好理論の特徴をパターンリズムとの関係でまとめてみよう。もちろん、純粋な顕示選好理論が提示する合理性基準はその観察者にとっての有用性はともかくとして、行為者にとっての理論ではないという意味において限界を有しているが、あえて個人にとっての合理性の基準として解釈して考えてみる。顕示選好理論は個人の選択だけを情報基礎とし、個人の利益という観念に余地を与えないが故に、パターンリズムに対して完璧とも言える免疫力を有している。この面では反パターンリズムの理論として特徴づけることもできるのかもしれない。他方で、顕示選好理論は個人の選択の自由を擁護しているとも言えない。個人の内面を忌避することによって、顕示選好理論は、パターンリズムに付け入られる隙を排除しただけでなく個人の選択の自由を擁護するための基盤までを失ってしまったのである。要するに、顕示選好理論の反パターンリズムなるものは、個人の内面を忌避したことの帰結にすぎず、個人の自己利益や選択の自由についての理論によって裏打ちされていないという意味で、薄っぺらな反パターンリズムにすぎないと言えよう。

4 自己利益としての効用

4.1 予備的考察

合理的選択理論とは何かに関するもう一つの標準的な解釈は、自己利益の最大化によって合理性を定義する理論であるというものだろう。この理論は、前に述べた顕示選好理論とは異なり、選択行動相互の関係から超え出て選択の理由あるいは動機といった選択行動の外部のものに合理性の基準を求めている点で、行為者にとっての合理性の基準としては顕示選好理論よりも有望である。第二に、この理論は、選択の理由あるいは動機の中でも自己利益に対して排他的で特権的な地位を与える点に特徴がある。

さて、自己利益の最大化としての合理性という概念は、合理的選択理論においては少なくとも二つの文脈において用いられる。一つは、個人の行動の説明という文脈である。この文脈においては、合理的選択理論とは、個人が自己利益を追求するという自己利益仮説、ホモ・エコノミカス仮説を前提とし、その含意を導出しようとする理論として理解されることになる。この意味での自己利益の最大化という想定を「自己利益仮説」と呼ぶこととする。

自己利益の最大化が語られるもう一つの文脈は、個人の行動の規範的な評価を行なうという文脈である。この文脈においては、合理的選択理論とは個人が実際にそのような行動をとっているかどうかにはかかわらず、そのように行動すべきであると主張を行なう理論であることになる。この意味での自己利益の最大化という主張を「自己利益説」と呼ぶことにする。自己利益説と自己利益仮説という言葉は紛らわしくはあるが、個人の行動に対する規範的な主張と個人の行動の予測、または説明という形で大きく異なるので、区分されるべきだろう。

本稿は合理性を個人の行動に対する規範的な主張として扱ってきたので、以下でもそのように扱いたい。しかし、自己利益の最大化という概念は、個人の行動の説明とも、個人の行動に対する規範的な主張とも異なった別の仕方でも用いられているということも指摘しておかなくてはならない。例えば、フリー

ドマンは方法論に関するその有名な論文において、ある理論にとって決定的なテストはその理論がもっている予測や説明の力がどれほどのものであるかに関わるのであり、その内的な構造やそれが受け入れられている知恵に合致しているかどうかは無関係であると論じている (Friedman, 1979)。つまり、自己利益仮説がどれほど説得力がなかろうと、理論全体として予測や説明に関して力があればそれで十分であることになる。また、D・ザッツとJ・フェアジョンは合理的選択理論が個人の行動を当人の精神状態に即して説明しようとする心理学的な理論である必要はなく、非心理学的な解釈とも両立可能であると力強く論じている (Satz and Ferejohn, 1994, p. 71)。彼女たちによると、自分たちが合理的選択理論を用いて行なおうとしているのは、特定の行為主体の行動を説明することではなく、あらゆる行為主体の行動を統括している規則性の解明なのである。この解明のために重要なのは、個々の行為者の心理ではなく、行為者たちが直面している環境であるとして、外在主義的な合理的選択理論を構築しようとする (Satz and Ferejohn, 1994, p. 74)。さらにはR・ポズナーに至っては、コモンロー裁判官が富の最大化を行なうような決定を下していると主張しつつも、裁判官が実際にそのようなことを意図しているとは認めないどころか、そのような意図をもつ裁判官を激しく非難さえしている (Posner, 1979, pp. 298-299)。

こういった仕方自己利益仮説を用いる人たちのお気に入りのアナロジーは進化論である。進化論においては、個体のレベルでは自己利益を追求しているとは言えないような知能しかもたない生物でさえも、種のレベルでは生存という自己利益の最大化を目指して行動しているとして説明することが、最善の説明であるとみなされている。同様に、当人は意識していなくても、社会全体としては自己利益の最大化という説名項を用いることによって、社会の動きを最もよく説明できるというわけである。

このような外在主義的な見解がどこまで成功しているかに関しては、論争がある²⁵⁾。この論争は合理的選択理論が何をを目指しているのか、それはどのような理論であるのかということを考える上では重要な鍵を与えてくれるものでは

25) 外在主義的な説明に対する批判としては、参照 Green and Shapiro (1994) ch. 3。またこの批判に対する反論としては、参照 Ferejohn and Satz (1995)。

あるが、ここではこの論争に深入りする必要はないだろう。というのも、外在主義は個人に対する規範的な主張としてはあまりに外在的にすぎて役に立たないことは明らかだからである。「君は結局のところ、富の最大化を行なうような決定を下すことになるのだが、君はそれを意識してはいけない」という忠告は、禅の公案としてならば意味があるのかもしれないが、個人の行動をコントロールする合理性の基準としては理解不能である²⁶⁾。従って、以下では個人の行動の合理性についての規範的主張としての自己利益説を検討することにする。

4.2 自己利益とは何か？

自己利益説において決定的に重要な概念でありながら、それほど明確ではないのは自己利益という概念が何を意味しているのかである。自己利益についての最も狭い解釈は、専ら自分のみに関わり、他者がどのような状況にあらうともそれからはまったく影響を受けない自己中心的な利益という意味において自己利益を理解している。これよりも少し広い解釈は、自分の快樂などに影響を与える限りで、さまざまな他人の利益等も自己利益の範疇に入れる。例えば、子供の幸せがそれを知覚した親の厚生を増大させる場合には、この親の利益は自己中心的なものとは言えず、従って、第一の意味における親の自己利益ではない。これに対して、第二の解釈では子供の幸せも親の厚生を増大させる場合には、かつその場合に限り親の自己利益として理解されることになる。さらにこれよりも広い解釈は自分が目標とすれば、それだけでその実現は自分の利益になるというものである。ある人たちは、自分の目標の実現のためであれば、自分の第一や第二の意味での厚生が低下してもかまわないと考えることだろう。第三の解釈によれば、行為者はある目標を自分の目標とすることによってその目標を自分の人生と関連づけており、その目標の実現は一見当人の利益にはな

26) D・パーフィットが指摘するとおり、自己利益説は一般に自己抹消的な性格を有している (Parfit, 1984, ch. 1, sec. 9, 邦訳第1章第9節)。ある理論がその理論を信ずるなど命ずる方がかえってその理論の望んでいる事態を促進できるということがありうる。そして、そのことは、パーフィットが力説するように必ずしもその理論にとって致命的な欠陥であるとは言えないだろう。しかしそうではあっても、自己消去的な理論は、社会において多くの人に理解され用いられるべき公共哲学としてはあまり魅力がないということも確かだろう。

らないように見えてもその個人の福利となるのである (Raz, 1986, p. 292)²⁷⁾。

どこまでが自己利益であるのかに関する論争は熾烈を極めており、あまり決め手がないのが現状のようである²⁸⁾。そこで、本稿ではこの論争に深入りすることなく、先の三つの解釈は関連しているけれども別個の観念を提出しており、さまざまな理論を検討する際にはどの意味での自己利益が前提とされているかを明確にさせるべきだという教訓をしっかりと胸に刻んで論を進めることにしよう。

それでは、自己利益の最大化は自由の尊重と矛盾しないのだろうか。自分の利益を最大限に実現することは、もともと自分が望んでいるか、望むべきことであるから、個人の自由と何ら矛盾するものではないと言われるかもしれない。しかし自己利益は当人の選択、さらには当人の自由とも齟齬する可能性をもっている²⁹⁾。この齟齬は、当人が自分の自己利益としてどのようなものを考えるのかに応じて、大きくもなれば、小さくもなる。

この文脈で重要なのは、自己利益が実現されたという状態の記述にはどのような要素が含まれるべきかという問題である。例えば、通常の自己利益説のように、結果として生ずる事態の中に、どのようにしてその事態が生じたのかといったプロセスに関する情報を排除して考えてみよう。例えば、私が競馬で一万円をするのも、競馬場で一万円をスリにすられるのも結果として生ずる事態は同一であるかもしれない。しかし、そこへ至るプロセスには大きな違いが存在する (若松, 2003, 第1章第1節)。以下ではセンにならって、プロセスを排除した仕方理解された狭い意味での結果を「最終点帰結 (culmination out-

27) ただし、セン (Sen, 1982, p. 92, 邦訳 134 頁) はこれを「コミットメント」と呼び、自己利益の範疇には入れていない。

28) 自己利益概念をめぐる論争については、拙著 (若松, 2003, 第1章第2節) とそこで挙げられている文献を参照。

29) 以下では、自己利益説の内でも、自己利益と当人の選択が別個の概念であり、それらが齟齬する可能性を認める理論のみを考察の対象とする。実際には、この可能性を認めない自己利益説も存在する。人びとが現実を選択したことが当人の自己利益であるとする実際の選択説がそれにあたる。この説においては自己利益と当人の選択が齟齬する可能性が存在しない以上、パターンリズムという問題設定は成立しない。以下の考察で実際の選択説を排除するのは、それが価値のない理論であるからではなく、それが顕示選好理論と同工異曲であり、顕示選好理論について述べたことがそのままあてはまるように思われるからである。

comes)], プロセスをも含めて理解された広い意味での事態を「包括的帰結 (comprehensive outcomes)」とそれぞれ呼ぶこととする (Sen, 2002, p. 12)。

この区分が重要となるのはパターナリズムの文脈においてである。パターナリズムは個人の自己利益が侵害される場合には、その自己利益を確保するために当人の選択にさえも介入して支援するという理論である。従って、個人の自己利益を最終点帰結によって理解するのか、それとも包括的帰結によって理解するのかに応じて、いつ個人の選択に介入すべきか、そしてその支援方法はそのようなものであるべきなのかについての理解も変わってくることになる³⁰⁾。

例えば、私の目標が「チョモランマの山頂に自分の足で立つ」ことであるとしよう。この目標は文字通りの意味で、つまりプロセスを欠如させた仕方です。「チョモランマの頂上の土を踏む」こととしても理解できる。あるいはこの目標はプロセスを組み込んだ仕方です、「チョモランマに自分の足で登って山頂に立つ」という仕方でも理解することもできる。

自己利益の二つの捉え方の相違は、当然のことながら、非合理であるとしてパターナリスティックに介入する場合の判定基準の相違と支援方法の相違とを帰結する。例えば、チョモランマの頂上にヘリコプターで行こうという場合と自分の足で登っていこうという場合とでは、それに必要な準備が異なってくるし、それに対応して、非合理であるとされる行動も異なってくるだろう。トレーニングと称して、真冬にはだかでも走り回することは、後者の目標にとってはある程度の有効性は認められても、前者の目標にとっては何の役にも立たない非合理的な行動と判定されるだろう。

また、非合理であるとされる行動に対してどのような支援方法が望ましいかについても、先の二つの捉え方の相違は影響を与える。つまり、前者の目標を

30) 本稿では議論することができないが、どこまでが個人の自己利益かをめぐる論争もパターナリズムという観点からは興味深いものである。一般論として言えば、自己利益の範囲を広げれば広げるほど、そのような自己利益を理由としたパターナリズムには説得力がなくなるだろう。具体的には、センがコミットメントと呼んでいるものの強制は、自己中心的な利益の強制よりも受け入れがたいことが多いように思われる。例えば日本国の栄光を願う人に「お国のために死ぬ」と強制することは、コミットメントという自己利益を強制するパターナリズムの一形態であり得たとしても（もちろん、この点に関しては異論があり得る）、パターナリズムの擁護者でさえもあまり魅力的だとは思わないだろう。

抱いている人にとっては、体を鍛えさせられることは苦行でしかないだろうし、後者の目標を掲げている人にとっては、ヘリコプターに乗せられることは屈辱でしかないだろう。

さて、従来の合理的選択理論は自己利益を最終点帰結の観点から記述してきたので、その帰結を達成する際の個人の自由には何らの価値も認めないだろう³¹⁾。従って、このタイプの自己利益説は反パターナリズム的であるという印象に相違して、むしろパターナリズムに対して免疫がない理論であると言えよう。というのも、このタイプの自己利益説は個人の選択等といった最終点帰結に至るプロセスについての情報を排除するから、最終点帰結に影響を与えない限り、自己利益を促進する際に個人の選択の価値を考慮することはありえないからである³²⁾。

ただし、最終点帰結によって定義される自己利益説はパターナリズムに対して免疫がないだけで、積極的にそれを擁護しているわけでもない。自己利益説がパターナリズムに対して免疫がないのは、個人の選択に対して内在的な価値を認めないが故に、自己利益を理由として個人の選択に介入しようとするパターナリズムをはねのける力がないからである。しかし、自己利益説がパターナ

31) この点を痛烈に批判したのは、R・ノージックである。彼は現時点で誰が何を保有しているかについての情報しか考慮しない従来の厚生経済学の情報基礎の狭隘さを「現時点切片原理」として揶揄し、最終点帰結に至るプロセスの重要性を強調した (Nozick, 1974, ch. 7, 邦訳第7章)。

32) ただし、周知のように、自己利益説あるいはエゴイズムにも二つの種類がある。第一の種類は、普遍的なエゴイズムと呼ばれるものであり、「各人が各人の自己利益を追求すべきである」と主張する。第二の種類は、個人的エゴイズムであり、「すべての人が私個人 (例えば、若松) の自己利益を実現すべきである」と主張するものである。この内、普遍的エゴイズムはパターナリズムと両立可能である。各人が各人の自己利益を追求すべきであるという主張は、誰か別の人の自己利益の実現を阻害しない場合には、政府が自己利益を実現できない人たちの自己利益の実現を助けるべきであるという主張と両立可能だからである。これに対して、個人的エゴイズムの場合には、重要であるとされる個人 (例えば、若松) 以外の人 (例えば、山本) に対しては、パターナリズムは成立しない。というのも、個人的エゴイズムの世界においては、若松の利益を実現するために山本に対して強制することはあっても、山本の利益を実現するために山本に対して強制することはありえないからである。もちろん、個人的エゴイズムの場合においても、重要であるとされる個人の利益のためにその個人が強制されることはありうる。これら二つのエゴイズムのうち以下で考察するのは、そして合理的選択理論が自己利益説を考える際に念頭に置いているのも普遍的なエゴイズムだけである。

リズムを批判する可能性がこれで尽くされてしまったわけではない。というのも、パターナリズムに対する批判は、介入される個人の自己利益に訴えることによってではなく、介入する個人や政府の義務や権限に訴えることによって可能だからである。前述したパターナリズムの第一階の問題と第二階の問題との区分別を用いるならば、自己利益説は第一階においてパターナリズムを排除することはできそうにないが、第二階において退けることは不可能ではないだろう³³⁾。

とは言え、このような留保をつけたところで、自己利益説と反パターナリズムとの連関は偶然的なものであり、自己利益説をとることで必然的にパターナリズムに反対しなくてはならないというわけではない、という点は変わらない。また、他人がおためごかしで屈辱を与えるようなやり方で行為者の行動に介入した場合にも、最終点帰結には個人の自由についての情報が含まれないので、最終点帰結によって定式化される通常の形態の自己利益説は、この行動を（介入者の自己利益にかなうかどうかはともかく、少なくとも）受益者の自己利益にかなうものと認定することになるのである。以上のような事情を勘案するならば、通常の形態の自己利益説を反パターナリズムとして特徴づけることは、正確ではないだろう³⁴⁾。

33) 実際、多くの自己利益説は、政府が特定の個人の自己利益の実現のためにその個人の選択に介入することに対して批判的だろう。その際の理由は、その個人の選択の自由を侵害するからではなく、むしろ政府がそのような介入を行なうことにより、その個人以外の人たちの自己利益の実現を侵害してしまう（例えば、政府が活動の原資を調達するために徴税する場合）、あるいは介入者は他人のことに首をつっこむよりも、自分の利益を追求すべきであるという点に求められるだろう。

34) しかし、翻って考えてみるに、自己利益説に魅力を与えているように思われた反パターナリズムという看板が本当に魅力的であるのかはそれほど自明ではなく、検討の余地があるようにも思われる。パターナリズムに対する悪い印象は、実はパターナリズムそれ自身に起因しているというよりも、むしろ、保護されるべき自己利益と支援方法との間のミスマッチによると思われるからである。例えば、自分の目標をプロセスを組み込んだ仕方では描いている人たちにとっては、自己利益とは包括的帰結によって記述されるべきものである。この人たちにとっては、最終点帰結によって理解された自己利益を実現するために自分の選択に介入されることは、屈辱でしかないだろう。この人たちは支援を受ける必要がある場合でさえも、求めているのはチョモランマの頂上へヘリコプターで連れて行くような即物的な支援ではなく、最早支援が必要ない状況へと脱出するための支援であり、必要なのは支援を不要にするために行なわれる支援であるという逆説的な性質を有していることだろう。

4.3 自己利益とプロセス

自己利益を定義する際に、プロセスが重要性を有していることは否定できない。それでは、すべての人の自己利益をもつばらプロセスによってのみ理解することは可能だろうか。この文脈で、J・ブキャナンに代表される公共選択理論に言及しておくべきだろう。というのも、公共選択理論こそがプロセスを重視する自己利益説の代表的な存在だからである。

さて、公共選択理論には二つの重要な構成要素がある (Buchanan, 1986, p. 19)。一つは、各人が自分の自己利益を追求するホモ・エコノミカスであるという仮説である。そして、第二の要素は交換の科学としての経済学という観念であり、個人や集団の自発的な交換を重視するアプローチである。

ブキャナン自身が認めているように、この二つの要素の間には一定の緊張関係が存在する (Buchanan, 1986, p. 26)³⁵⁾。というのも、ホモ・エコノミカス仮説は人間行動についての理論であるのに対して、交換の科学としての経済学という観念は交換という人間行動の動機についての理論ではなく、行動の結果に対する一定の規範的な評価だからである。この点を例証するために、自発的な交換の動機が利己的ではない場合を考えてみよう。私は赤い羽根を1000円と交換するかもしれない。私にとっては赤い羽根は1000円の価値は有していないにもかかわらず、その高邁な理想に共感したことの証として、あるいは日頃の無関心への免罪符として赤い羽根を購入したのかもしれない。このような行動はホモ・エコノミカス仮説においては、問題行動であり、何らかの仕方での説明を必要とするだろう。この行動をホモ・エコノミカス仮説が説明できるかどうかがこの点で論点であるわけではない。説明できようができまいが、問題として認識されるという点が重要なのである。これに対して、交換の科学においてはこのような行動は何ら問題として認識されないだろう。どのような動機であれ、交換が自発的に行なわれたものである限り、問題ではないどころか、問題視して交換に介入するパターナリズムの方が大問題なのである。

この例が示しているように、交換の科学は人間行動の動機についてはホモ・

35) この緊張関係は、ブキャナンの理論とタロックの理論と間の緊張関係でもある。

エコノミカス仮説を採用する必要はなく、むしろその焦点は自発性に当てられている。もし自己利益にかなわない行動をすべて自発的ではないと切り捨てるのであれば、公共選択理論の二つの要素は完全に一致するだろう。しかし、自己利益にかなわないにもかかわらず自発的であるような行動の可能性を認めるのであれば、この二つの要素は一致しない。

それでは、何故、交換は尊重されなくてはならないのだろうか。一つの典型的な答えは、交換がパレートの意味において効率的であるからというものだろう³⁶⁾。つまり、交換以前の状態と交換以後の状態を比較するならば、交換の当事者の状況はともに改善されているというものである。果たして、この説明はパターナリズムを回避することに成功しているのだろうか。二つの状況を比較して、ある個人の状況が改善されているとか、いないといったことを語るためには、個人の利益についての理論が必要となる。もちろん、それがホモ・エコノミカス仮説である必要はない³⁷⁾。しかし、自己利益という名のパンドラの箱を開けてしまうことになるという点が決定的である。一度、交換を自己利益によって正当化してしまうならば、交換とは別個の概念として自己利益という概念を認めることとなり、交換に自己利益という甘い果実だけでなく、その果実の中に潜んでいるパターナリズムという名の毒虫も与えることになるのである。その結果、二つの概念がずれる場合、つまり自己利益にかなわない交換の

36) この回答はブキャナン自身によっても用いられている。

37) 実際、個人が利他的な動機から交換していても、その交換の結果、各人の状況は改善されたと述べても何の矛盾もない。

38) もちろん、顕示選好理論のように、交換の結果を自己利益として定義する道は残されている。つまり、交換という選択行動に顕示された選好のみが当人の自己利益であると定義するというやり方である。この道は可能ではあるが、交換を正当化するという目的には辿り着けないように思われる。というのも、第一に定義は正当なものでないならば、その定義から導出される結論を正当化する力をもたないからである。例えば、「私は自分が神であると定義する。従って、私は全知全能である」という主張は、全知全能であるという属性が神の定義の内に含まれているが故に、「私は神である」という定義を受け入れさえするならば、「私は全知全能である」という結論は論理的に真であると言えるだろう。しかし、問われているのは、「私は神である」という定義の正当性の有無なのである。また、たとえ交換の結果が自己利益であるという定義が正当であったとしても、依然として目的には辿り着けない。というのも、その場合には「交換の結果は自己利益にかなう」という命題は単なるトートロジーに墮してしまい、交換に正当性を与える力を失うからである。定義による勝利は、正当性という文脈においては儂いものである。

場合には政府が介入してもよいのではないという批判を招いてしまうのである³⁸⁾。

自己利益に訴えかけないとするならば、交換はどのようにして正当化できるのだろうか。この点に関してブキャナンは次のように述べている。

人びとの間の自発的な交換が肯定的に評価される一方で、強制が否定的に評価される限りでは、前者によって後者を置き換えることが望ましいという含意が生ずる (Buchanan, 1986, p. 22)。

自発的な交換と強制とを対置するこの議論は、自己利益説のもちうるパターナリスティックな性格を正当に批判していると言えよう。そして、その限りにおいては、この議論は完全に正しいものである。それでは、この議論は完全に何が人びとの自己利益であるのかという問題圏から離れているのだろうか。サグデンは、そのように考える。彼はセンに対する批判という文脈で、公共政策の主たる役割を功利主義やその知的な末裔である社会的選択理論が想定しているような「社会的な善を最大化することではなく、個人がその枠内で自由に自分自身の目的を追求することが許されるルールを枠組みを維持すること」(Sugden, 1993, p. 1948) であると強調している。つまり、サグデンの解釈によれば、公共選択理論は、パターナリズムや自己利益説といった結果として生ずる事態に対する評価に専ら関心を集中する理論ではなく、どのような結果が生ずるにせよ、個人の自発的な選択を称揚するプロセス重視の理論であることになる。

サグデンの解釈に対しては、本当にブキャナンが自己利益説や帰結主義を排除できているのか、という疑問が投げかけられるだろう³⁹⁾。この論点も興味深いものではあるが、ここではブキャナンの言うプロセス重視の実態を検討してみることとしよう。

ブキャナンの理論の基本的な前提は、方法論的個人主義である。つまり、各

39) セン (Sen, 2002, pp. 640. 2) は、ブキャナンが市場を支持する際に、帰結主義的な推論を用いており、市場によってもたらされる善に言及している、と指摘している。おそらく、帰結をプロセスをも含めた包括的な仕方理解するならば、ブキャナンの公共選択理論と帰結主義との関係はもっと微妙になるだろう。

人は一人として数えられるべきであり、それ以上の何ものでもないというのである。ブキャナンは社会的選択理論のように、各個人の選好を集計する正義の女神のような超越的な存在を前提とすることを激しく批判する。というのも、方法論的個人主義からすると、個人だけが価値や目的をもち、合理的でありうる唯一の存在だからである (Buchanan, 1954, p. 116, 邦訳 108 頁)。

ブキャナンにとって個人の選択の価値は、個人だけが価値や目的をもちうるのであり、個人の望むことだけが善であるという方法論的個人主義の要請から導き出されるものであって、帰結主義におけるように個人の自由によってもたらされる結果の善さから導き出されたり、カントにおけるように形而上学的な前提から論証されたりするものではない、という点が重要である (Buchanan, 1975, p. 2, 邦訳 13 頁)。もちろん、自由な体制がもたらす結果を評価する人もいるだろうし、カントを崇拝する個人も存在するだろう。そして、そのような人たちの自由に対する評価も尊重されなくてはならないことも言うまでもない。しかしそれはあくまでも、このような人たちも一人として数えることから生まれる要請であって、帰結主義者やカントの理論の価値それ自体から生ずるものではない。つまり、ブキャナンの理論においてカント主義者の自由に対する見解が尊重されるのは、カント主義的な自由の観念に価値があるからではなく、このカント主義者が行なった選択そのものに価値があるからなのである。大事なのは、選択されたものの内容ではなく、選択したという事実だけなのである。

このことから明らかなように、ブキャナンの理論において個人の選択は公理に類する位置を与えられている。そしてまさにそれ故に、個人の選択に対する規範的な評価の余地はほとんど残されていないのである。例えば、個人の実際の選択が自発的なものであるのかどうかは、個人の選択に対して当然行なわれるべき規範的な評価であるし、先に引用した一節においてブキャナン自身も強制と対置して「自発的」交換に言及している。にもかかわらず彼はどのような選択が自発的で、どのような選択がそうでないのかについてはほとんど何も語っていない。むしろ彼の関心は選択された結果を尊重することにあつて、選択プロセスの質にはないようである。ブキャナンが自発性を強調していることか

らすると、これはかなり奇妙である。というのも、人びとの選択が本当に自発的なものであるのかを調べるためには、人々が実際にどのような選択を行なったかについての情報だけでなく、人びとがどのような理由で、どのような選択肢から選択したのか、といった情報も重要なはずだからである。

ブキャナンがこのように奇妙な仕方で行なわれた実際の選択のみに情報を制約するのは、彼が方法論的個人主義に拘泥しているからである。ブキャナンはある個人の選択を、合理的であるとかないとか、自発的であるとかないといった仕方で行なう者が社会の観点から規範的に評価することに対して徹底的に批判する。というのも、そのようなことは「神のまねごとを行なう (playing at being God)」(Buchanan, 1975, p. 1, 邦訳 12 頁) に等しく、自分が一人の個人でしかあり得ないにもかかわらず、神のような超越的な存在であるかのように振る舞うことは、方法論的個人主義の基本原則に違背するからである。もちろん、人々は個人としては他者の選択に対して一定の評価をもつだろうし、自分の選択に対しても一定の評価を下すだろう。しかし、それはあくまでも個人としての立場から行なわれる評価であって、社会的立場から行なわれる規範的な評価ではない。ブキャナンは「社会的観点から見た合理性など存在しない」という痛烈な批判を社会的選択理論に対して加えてきたが、社会的合理性なるものが存在しないとするならば、社会的観点から評価される自発性なども存在しないはずなのである。

要するに、個人の選択を称揚しプロセス重視を標榜しながらも、ブキャナンの関心は選択された結果の尊重にあつて、選択プロセスの質にはない⁴⁰⁾。この点において、ブキャナンの理論は顕示選好理論に類似している。顕示選好理論は論理実証主義の影響から個人の内面に言及することを禁止し、その結果、観察者としての理論家の情報基礎を個人の選択行動に限定してしまった。ブキャナンの場合には、厳格な方法論的個人主義が論理実証主義と同じ働きをする。厳格な方法論的個人主義は個人の行動を社会的に評価することを禁止し、それ

40) もちろん、選択の結果を尊重することは、選択プロセスを尊重する一つのやり方ではある。しかし、選択の結果の尊重は選択プロセス尊重の全てではない点に留意する必要がある。

が何であれ自発的な選択として許容することを求める。従って、顕示選好理論が効用と呼んでいる個人の選択行動を、ブキャナンは自発的交換と呼び換えているだけの差異しかなく、両者はともに「内面の忌避」という呪縛を逃れられていないのである⁴¹⁾。

以上の考察から明らかなように、「公共選択理論はプロセスを重視している」という表現はあまり正確ではない。公共選択理論は交換の重要性を説明するためには、自己利益に訴えかけるか、さもなくば交換それ自体を神聖視させるを得ない。前者の道を採用するならば、公共選択理論は通常の自己利益説へと転化し、自己利益の名の下に交換プロセスへの介入を許容するパートナーリズムに対して免疫力を喪失してしまう。かと言って後者の道を採用するならば、交換プロセスに対する介入を批判できるようにはなるが、どのような交換も神聖視してしまい、自発性を擁護しているとはもはや言えなくなるという対価を支払わなくてはならない。結局のところ、公共選択理論はどちらの道を探ろうとも個人の選択の自由という価値を考慮に入れていないために、個人の選択に対する介入を安易に認めたり、あらゆる個人の選択を神聖視するという極端なことになってしまうのである。

5 合理的選択理論の超克

ここで、合理的選択理論から目を転じて、合理的選択理論に対する批判を検討することとしよう。合理的選択理論を批判すること自体はそれほど難しいことではないが、合理的選択理論の狙いそのものが多様であいまい部分があるために、生産的な批判を行なうことはそれほど容易ではないように思われる。まず第一に考えなくてはならないのは、「生産的」という言葉の意味である。

41) ただし、厳格な方法論的個人主義の桎梏は、論理実証主義のそれよりもある面では厳しいものである。というのも、禁止される社会的評価は顕示選好理論におけるように個人の内面に言及するものには限られないからである。厳格な方法論的個人主義は、個人の選択行動のように外面に表れたものでさえも「社会的に」評価することは禁止する。その結果、顕示選好理論のように個人の選択行動相互の関係を規範的に評価すること（内的整合性）でさえも、神のまねごとを行なっているとして批判されることになるのである。

ある批判が生産的であるためには、その批判が正しいというだけではならず、望ましい方向にその後の議論を導いていく力をもたなくてはならないだろう。つまり、何のために合理的選択理論を批判し、それを乗り越えなくてはならないと考えるのかという点に自覚的でなければならないだろう。

本稿は、個人の選択の自由と合理性という二つの価値から合理的選択理論を批判してきたので、合理的選択理論に対する批判に対しても同じ評価軸を適用したい。以下では、合理的選択理論に対する批判として、サイモンによる批判と、行動経済学による批判とを取り上げることとする。

5.1 H・サイモンと限定合理性

合理的選択理論に対しては、従来から多くの批判が提出されており、枚挙に暇がない。その中でも最も有名なものの一つは人間の合理性の限界を指摘するものである。すなわち、人間の能力には限界があり、それ故に自己利益の最大化など不可能であるというのである。この点を強調した代表的な存在としてH・サイモンを挙げるのが許されるだろう。サイモンは「限定合理性」という概念を提出することにより、人間の認知能力の限界を指摘し、従来の経済学に対して痛烈な批判を展開した⁴²⁾。

この手の批判は行動の記述に関する自己利益仮説に対してはともかく、規範的な主張である自己利益説に対しては、あまり有効性がないように思われる。合理的選択理論の創始者の一人であるサヴェッジは、自分の理論の性質を論理学になぞらえて説明している。論理学自身も経験的な解釈と規範的な解釈に開かれているが、自分の狙いが後者の意味での論理学に近いものであることを彼は明言する (Savage, 1972, pp. 19-20)。そして、規範的な解釈においては、ある人が論理的に行動しないという事実は、論理学に対する反論とはならないのと同様に、合理的選択理論の命ずる仕方で行動しない人が存在するという事実は、合理的選択理論を無効にするものではないとして、事実に基づく批判を切り捨

42) 興味深いことに、法と経済学のシカゴ学派と並ぶもう一つの（そして忘れられた）源流であるカラブレイジーも、弱い形態の合理性を前提としていた (Hylton, 2004, pp. 11-2)。

てる。

しかし、事実と規範の二分法をここであまりに強調しすぎることも誤りだろう。というのも、あまりに厳格で、誰も守れないような合理性の要請は、行為者の選択を助けるための合理性基準を探究している本稿の観点からは、役に立たないからである。そして、サイモンが限定合理性という概念で強調したかったことも、どんな人間も自己利益説の主張するような意味で合理的に行動することなどできず、従って、そのような合理性の基準は失敗しているということなのだろう。さらに、サイモンの主張が興味深いのは、彼が合理性の限界を指摘するにとどまらず、合理的選択理論において前提とされている合理性に関して限界を有している人間を合理性の埒外へと放逐するのではなく、有限な人間に対して妥当するような別の合理性概念を提出している点にある。

彼はまず、経済学、とりわけ合理的選択理論において前提とされてきた合理性の概念を「実体的合理性」と呼び、次のように特徴づける。

ある行動が実体的に合理的であるのは、所与の条件と制約によって課される限界の範囲内で所与の目的の達成にとってその行動が適切である場合である。この定義によれば、行動の合理性が行為者に依存しているのはたった一つの側面、すなわち彼の目標においてのみであるという点に留意されたい。これらの目的が与えられるならば、合理的行動はそれが行なわれる環境の特徴によって完全に決定される (Simon, 1979, p. 67)。

この引用文において彼が最後に強調している点、すなわち実体的な合理性においては行動の合理性は行為者の目標以外の側面においては行為者には依存していないということが重要である。彼は実体的な合理性こそが経済学と心理学との間の隔絶を生み出した主犯であると考え。実体的な合理性は行為者の目標と行為者の行動によって生み出された社会状態のみを情報基礎としており、行為者の認知過程は一顧だにしない。その結果、目標と行動との間で環境に適応するよう努力している行為者の認知過程に関する心理学的な知見は、経済学においては関連のあるものとはみなされなくなる、というのである。

サイモンの主張するとおり、実体的な合理性のように行為者の認知過程にまったく言及しない合理性概念が奇妙であることは否定できないだろう。この奇妙さは行為者の目標を通常の合理的選択理論や主流派の厚生経済学のように最終点帰結によって記述する際にはさらに際立つだろう。目標の中にプロセスを組み込まない場合には、最終的に誰が何を保有しているのかのみが重要な情報基礎となり、人間は合理的に行為すべき行為者としてではなく、どのような仕方であれ（つまり、自分の力によってではなく棚からぼた餅のような仕方であっても）自分の目標が実現されさえすればよいような受益者としてのみ理解されることになるだろう⁴³⁾。

このような実体的合理性に対して、サイモンは人間の認知過程により即した新しい合理性概念、すなわち「手続的合理性」を提唱する。彼は手続的合理性を次のように特徴づける。

ある行動が手続的に合理的であるのは、それが適切な熟慮の結果である場合である。行動の手続的合理性はそれを生み出したプロセスに依存している。心理学者が「合理性」という言葉を使う場合、彼らが念頭に置いているのは手続的な合理性なのである (Simon, 1979, p. 68)。

彼は手続的合理性を正当化するためにチェスのエキスパートの思考プロセスを例として用いる。エキスパートがゲームに勝つために行動していることは言うまでもないが、だからと言って、エキスパートはホモ・エコノミカスとして自分の利益の最大化を目指して行動しているわけではない、とサイモンは指摘する。まず第一にチェスプレイヤーは論理的に可能なあらゆる選択肢を考慮しているわけではない。エキスパートたちは自分たちの限られた計算能力を補うために、可能な手の莫大なツリーから非常に選択的な仕方で行なっているのである。第二に選択的な検索を行なう際に手がかりとなるのは、エキスパ

43) 目標の中にプロセスを組み込んだ仕方では理解する場合には、ある程度行為者の認知過程も重要な情報基礎として考慮の対象となるだろう。しかし、どの程度、どのような認知過程が重要であるのかは目標に組み込まれるプロセスの性質によるだろう。

ートたちが長期記憶に大量に保存している棋譜である。棋譜は駒の配置のよくあるパターンとその後のパターンの関係について教えてくれる有益なデータベースなのである⁴⁴⁾。第三に、チェスのエキスパートについての研究はいかにしてプレイヤーがある駒の配置に対する自分の評価を形成し修正し、その結果いつある特定の手が「十分によい」(満足 of いく)のものであると決定でき、検索を終了することができるようになるかを示している、というのである (Simon, 1979, pp. 72-73)。

要するに、サイモンによれば、チェスのように日常世界と比べてきわめて限定された可能性しか存在しない世界においてさえも、エキスパートといえども合理的選択理論が想定したようには行動できないのである。そして興味深いことに、エキスパートたちは自分の計算能力の限界を補うために、「最大化 (maximizing)」ではなく、「満足化 (satisficing)」を目指しているというのである。

ただし、サイモンは満足化を強調しているからと言って、伝統的に経済学が採用してきた「人間は自己利益を追求する存在である」という公理を否定しようとしているわけではない、という点には留意する必要がある。チェスのエキスパートはよいゲームをしたいとか、相手を勝たせたいと思っているわけではなく、自分が勝利したいという明確な目的を有している。この点では、ホモ・エコノミカス仮説の想定する行為主体の目的と異なるところはない。両者が相違するのは、目的の内容ではなく、その目的を実現するための手段、あるいは手続に関してである。よく知られているように、ホモ・エコノミカス仮説が合理性の名の下に行為主体に要求する事柄は、行為主体にとってあまりに外在的であるために、実現が困難である。これに対して、サイモンはより行為主体に内在的な合理性基準を提出しようとしているのである。

このようにホモ・エコノミカス仮説とサイモンの理論のエキスパートたちが目的を共有しているという事実は、ホモ・エコノミカス仮説に対する内在的な批判としてサイモンの理論に魅力を与える反面、皮肉なことに両者が本当に別

44) 棋譜は法律家にとっての判例のような役割をしているのかもしれない。つまり、棋士も法律家も現在の局面と過去の局面が多少の差異は捨象した上で重要ないくつかの点において類似していると想定し、過去の事例に基づいて目下の局面に対する判断を下していると言えるように思われる。

個の理論であるのかという疑念を惹起させるものでもある。実際、サイモンに対しては、例えば、チェスのエキスパートが満足化を求めているように見えるのは、もし最適解を求めて検索を延々と続けるならば、時間という資源を浪費してしまうからであり、これらのコストを計算の中に入れるならば、最適化という枠組みにおいても、エキスパートたちの行動を説明できるのではないか、という批判が提出されている⁴⁵⁾。

私自身はこの論争についてまだ自分の立場を確立するには至っておらず、従って、この問題に対する私なりの答えを用意してはいないが、サイモン自身の回答についてはともかく、その提起した問題の意義は明らかであるように思われる。彼は「人間は自己利益を追求する存在である」という公理を従来の合理的選択理論と共有しつつも、合理性という価値の理解について、重要な貢献をしたと言えよう。私見では、サイモンの業績の第一は、論理実証主義の影響を受けて人間の内面を忌避してきた経済学の主流に対して、人間の認知能力の限界という予算制約にも類似した明白な限界を指摘することによって、人間の内面に注目する必要性を理解させたという点である。第二には、人間の認知能力の限界を指摘するだけでなく、サイモンは人間の認知という内的なプロセスを合理性の埒外として放擲するのではなく、認知過程においても手続的合理性という独自の合理性があることを示そうとした点においても、功績があったと評価することができよう。

それでは、選択の自由という観点からはサイモンの見解をどのように評価すべきだろうか⁴⁶⁾。パターンリズムというリトマス試験紙を用いるならば、サイ

45) ただし、アロー (Arrow, 2004, pp. 51-52) が指摘するように、時間等を考慮に入れた第二段階の最適化問題においても、第二段階の限定合理性や満足化によって説明できるような仕方で判断が形成される可能性がある。つまり、時間等を考慮した判断は第一段階の判断よりもさらに複雑なものにならざるを得ず、合理性に限界のある行為者は何らかの仕方で単純化を行ない、最大化ではなく満足化を目指すという説明が可能である。言うまでもないことであるが、第二段階の最適化問題を計算するためのコストを考慮に入れた第三段階の最適化問題としてこの問題を構成することも可能である。結局のところ、この論争は無限後退に陥り、どちらが説明として優れているのかは明らかでなくなるという点が重要である。後述するように本稿においてはこの論争に深入りしないが、その理由の一端はここにある。

46) ただしサイモン自身は、選択の自由やパターンリズムという問題についてそれほど関心はなかったように思われる。

モンの理論には二つの側面があることが理解できる。第一の側面はパターナリズムを促進する側面である。個人は自己利益を促進すべき存在であるにもかかわらず限定合理性の故にそれを実現できないという点を強調することによって、サイモンの理論は反パターナリズムの一つの論拠であった「個人は自分の自己利益の最善の判定者である」という主張を掘り崩し、パターナリズムに力を与えた面がないとは言えないだろう。

他方において、サイモンの手続的合理性という概念には、合理的選択理論、中でも自己利益説がもちうるパターナリスティックな性格を中和させる効果が一定程度あるようにも思われる。自己利益説が採る自己利益の最大化という合理性基準は、最大化を実現しない行為を非合理的なものとして批判する。B・ウィリアムズ (Williams, 1973, pp. 93-100) は、功利主義批判という文脈において⁴⁷⁾、帰結主義、特に最大化主義が行為主体に「過度の要求」を行ない、自律性を損ない、ひいては行為主体の人格としての統合性を傷つけてしまうと批判している⁴⁸⁾。これに対して、サイモンが擁護する満足化を目指す帰結主義⁴⁹⁾は、最大化を目指す帰結主義と比して行為主体に対する要求水準が低く、行為主体の自律性に一定の余地を残すものであると言えるだろう (Slote, 1985, pp. 53-54)。

サイモンの理論は最大化を目指す自己利益説よりも自律性に余地を残しているとは言っても、それはあくまでも最大化を目指す帰結主義と比較した場合においてであり、このようにして認められた余地が十分に広いということまでも含意するものではない。チェスで最適解を求めることは人間には不可能な要求であるのは確かだが、このことは満足化を求めることが容易であるということの意味するものではない。もしかすると満足化は不可能ではないにしても、エキスパートにしかできないような至難の技であるのかもしれない。その場合には、手続的合理性の要請を充足し満足化を実現することでさえも、拷問に近い苦行でしかないだろう。

47) 言うまでもなく、自己利益説は最大化主義をとる帰結主義の代表的な存在である。

48) ウィリアムズの帰結主義批判とその後の論争については、若松 (2003, 第2章第1節) を参照。

49) 最大化帰結主義と満足化帰結主義との対比については、参照 Slote (1985, ch. 3)。

また、サイモンの理論は選択の自由を真っ正面から擁護しようとしているとも言えないだろう。ここで、サイモンにおける手続的合理性という概念と、ロールズの手続的正義という概念との異同について言及しておくことが有益だろう。ロールズは手続的な正義の観念をいくつかに分けた上で、自分の理論にとって重要な手続的正義の観念を「純粋な手続的正義」と呼んでいる。純粋な手続的正義とは、結果に対する基準は存在しないが、手続に対する基準が存在するという観念である (Rawls, 1971, pp. 85-86)。これに対して、サイモンは伝統的な経済学が行為主体に割り振る目的関数である自己利益の実現に対して明確な批判をしていない。実際、チェスのエキスパートたちはすべて勝利を目的とするという意味において結果に対する評価基準は明確に存在しており、この点でロールズの純粋な手続的正義の世界とは異なっている。

サイモンの理論が重視している状況をロールズの用語で表現するならば、それは純粋な手続的正義よりもむしろ不完全な手続的正義の状況であるように思われる。不完全な手続的正義とは、よい結果についての基準は存在しているが、それに到達するための手段、手続がはっきりしない状況を言う。サイモンが問題視しているのも、伝統的な経済学が想定している目的関数がはっきりしないとか、非合理であるといったことではなく、この目的を実現するための手続が従来の経済学において不明確であるという点なのである。不完全な手続的正義においては手続はあくまでも目標達成のための手段にすぎず、純粋な手続的正義とは異なり、手続それ自体には価値はない、という点に留意すべきである。従って、満足化を目指して選択的な検索を行なうことは、人間の合理性の限界からして無理からぬところではあるだろうが、サイモンがそれを積極的に擁護しているわけでもない。それ以外に仕方がない、といったような消極的な擁護がせいぜいのところであろう。まして、サイモンの理論が選択の自由のような手続的な観念に対して内在的な価値を認めることはあり得ない話である。

要するに、サイモンの理論は顕示選好理論によって課された内面の忌避という呪縛を逃れた点では画期的であり、行為者の認知過程への関心はその後の議論にも強い影響を与えたことは強調に値する。にもかかわらず、彼の理論は、依然として自己利益説の圏内にとどまっており、自由について十分に扱うため

の視座を欠いているという限界も有しているように思われる。それでは、このような限界はサイモンの問題提起を受け止めた理論によって克服されているのだろうか。

5.2 法と行動経済学

サイモンによって扉を開かれた人間の内面への関心は、その後「行動経済学 (Behavioral Economics)」において花開くこととなる⁵⁰⁾。前述したように、シカゴ学派は合理的なホモ・エコノミカスという人間像を想定してきたが、合理的選択理論ではうまく説明できないような現象 (アノマリー) に直面して、さまざまな理論的な修正を施してきた。このような修正によって合理的選択理論はまだ理論としての命脈を保っていると言えなくもないが、その代価として支払ったものも少なくない。すなわち、合理的選択理論は理論としての単純性、明解性といった美点を失いつつあるのである。私自身は理論としての単純性や明解性といったものにそれほど価値を置いているわけではないが、合理的選択理論はこれらの価値を重視しその単純明解な性格を誇ってきたので、複雑怪奇な理論を作り上げなくてはならない立場に追い込まれたことは、合理的選択理論にとって敗北への第一歩であるとも言えよう。もしホモ・エコノミカス仮説を維持しようとする、このような複雑な修正を施さないとすれば、別の人間像を前提とした方が単純明快な理論を組み立てることができるようになるかもしれないからである。このようなわけで、通常の人間に近い人間像から合理的選択理論にとってのアノマリーをうまく説明しようとする行動経済学は、行動予測に関する合理的選択理論に対する痛烈な一撃となっているのである⁵¹⁾。

行動経済学は認知心理学の知見を経済学に導入しようとする試みである。認

50) 行動経済学という領域を開拓した代表的な存在は、言うまでもなく2002年にノーベル経済学賞を受賞したD・カーネマンである。行動経済学に関する簡潔な入門書としては、参照多田(2003)。

51) 本稿では検討することができないが、行動経済学以外にも、限定合理性を基点としてホモ・エコノミカス仮説を批判する動向はいくつか存在する。中でも、外在的な合理的選択理論と同じく進化ゲームを援用して、制度の生成とその基底性を示すことによって、ホモ・エコノミカス仮説を超克しようとする興味深い試みとしては、参照清水(2003)。

知心理学は、ワトソンの行動心理学が心理学を名乗りながらも刺激と反応という外面だけを扱い、その間にある認知過程をブラックボックスにしてしまっていることへの批判をバネとして華々しい展開を見せた。行動心理学が論理実証主義の影響を受けいることを考えるならば、行動心理学から認知心理学への展開は、同じく論理実証主義の強い影響下で作りに上げられた顕示選好理論から行動経済学への移行と平行であると理解することができるだろう。そして経済学におけるこの理論展開は、法学にも波及し、合理的選択理論を法学に導入しようとした「法と経済学」に対抗する形で、行動経済学を法学に導入しようとする「法と行動経済学 (Behavioral Law and Economics)」という理論動向が生まれたのである⁵²⁾。

法と行動経済学は、ホモ・エコノミカスのような仮説上の存在の行動ではなく、実際の人間行動が法に対してどのような含意を有するのかを解明することをその任務としている。それでは、「実際の人間」はホモ・エコノミカスとどのような点において異なるのだろうか。法と行動経済学によると、実際の人間は三つの重要な「限界」、すなわち限定合理性、限定意思力、限定自己利益を有しているという点においてホモ・エコノミカスとは異なるのである (Jolls et al., 2000, p. 14)。

限定合理性という概念は既に紹介したサイモンに由来するものであるが、法と行動経済学も我々の計算能力が有限であることや、我々の記憶に深刻な欠陥があることなどをその具体例として挙げている。同じく限定合理性を強調しな

52) この理論動向についての紹介・検討はまだ日本では本格化していないようであるが、さしあたり参照瀬戸山 (2003)。なお、この理論動向の日本語訳として、瀬戸山氏は行動心理学的「法と経済学」という言葉を当てている。瀬戸山氏が英文表記には存在していない「心理学的」という言葉を補ったのは、「このアプローチの根幹が心理学の洞察を法学に応用するもの」(瀬戸山, 2003, p. 139, 注1) であるという点を強調するためである。カーネマンたちにはあまりコピーライティングの才がないようで、「行動ファイナンス」にせよ「プロスペクト理論」にせよ、あまりに一般的で内容を的確に表現しているとは言い難い。であるから瀬戸山氏が苦心されるのは無理からぬところではあるのであるが、本稿はこの訳を採ることができない。というのも、行動的心理学という言葉は、私のような古い人間にはワトソン流の行動心理学を連想させるものであり、カーネマンらが用いている認知心理学と結びつきにくいからである。従って、本稿ではカーネマンたちが用いている「行動経済学」という言葉を活かして、「法と行動経済学」と呼ぶことにする。

がらも、法と行動経済学とサイモンとは、この有限性に関わる強調点において相違している。前述したように、サイモンは人びとが有限であるにもかかわらず、これらの欠陥にうまいやり方でそれなりに対応しているというポジティブな側面に注目し、この側面における合理性を探究した。これに対して、法と行動経済学は、この有限性の故に実際の人間の行動が合理的選択理論の予測するものからは逸脱する、という仕方で合理的選択理論の批判へと話を繋げる。例えば、カーネマンやトヴァスキーは期待効用理論がリスクに直面している人たちの実際の行動の記述としては欠陥があるとして、プロスペクト理論と呼ばれる新しい行動説明のモデルを導入している⁵³⁾。

限定合理性に加えて、法と行動経済学はさらに二つの人間の限界を指摘する。法と行動経済学が強調する人間の第二の限界は「限定意思力 (Bounded Willpower)」であり、人間はしばしば自分たちが自分たち自身の長期的な利益と対立すると知っている行動をとるという事実を示すものである (Jolls et al., 2000, p. 15)。その極端な例は麻薬中毒者である。将来の効用を考慮に入れるならば、今の時点で麻薬をやめるのが合理的であるにもかかわらず、中毒者は将来の効用を現時点において大きく割り引くので、現在の誘惑に容易に屈してしまうのである。麻薬中毒者に限らず、10年目の価値に対する9年目の価値の割引率よりも大きな率で2年目の価値に対して1年目の価値を割り引くという時間非整合的な選好を実際には多くの人がもっている。このような割引を「双曲的割引」と呼ぶ。

これに対して、標準的な経済学においては、各人の選好は時間整合的であり、割引率は各期において一定であると想定される。つまり、2年目の価値に対する1年目の割引率は、10年目の価値に対する9年目の割引率に等しい、とされるわけである。このような割引を「指数的割引」と呼ぶ。要するに、人びとの自制力には限界があり、今の誘惑に負けて、簡単に将来の価値を大きく割り引いてしまうのであり⁵⁴⁾、指数的割引を想定する合理的選択理論は修正されな

53) プロスペクト理論についての明快な紹介としては、参照多田 (2003, 第四章)。

54) ただし、合理的選択理論の総統であるベッカーは、「合理的選択理論は多様な中毒的な行動を説明できる」(Becker, 1996, p.50)として、中毒財に対する選好が時間整合的であることを示そうとしている。合理的中毒理論の詳細については、Becker

くてはならない、と行動経済学は主張する(Jolls et al., 2000, pp. 45-46)。

法と行動経済学が強調する実際の人間の第三の限界は、「限定自己利益(Bounded Self-interest)」である。この概念は、常に自己利益を追求するとされるホモ・エコノミカス仮説とは異なり、大半の人たちはいくつかの状況においては、他者、時には見知らぬ人たちに対してさえも配慮する、あるいはあたかも配慮しているかのように行動するという事実に言及するものである(Jolls et al., 2000, pp. 15-16)。だからと言って、法と行動経済学が人間とは利他的な存在であると主張しているわけでもない。人間の利他性が人間の行動に関する観察結果にそぐわないものであることは言うまでもないことだろう。法と行動経済学が強調しているのは、人びとが公平に扱われることを気にかけ、他者が公平に行動しているならば、他者を公平に扱いたいと願っているという事実なのである(Jolls et al., 2000, p. 16)。

法と行動経済学の想定する人間像が、以上のような三つの限界を有している点でホモ・エコノミカスよりも現実味のあるものであることは否定できないだろう。そして、法と経済学の価値をその代表的な存在であるポズナー(Posner, 1979, p. 285)のように実証的なものに求めるならば、この点において法と行動経済学が法と経済学よりも優れているということは、法と経済学にとっては致命的な痛手であると評することもできるだろう⁵⁵⁾。

それでは、法と行動経済学のもっている規範的な含意とは何だろうか。本稿はパターンナリズムというリトマス試験紙を用いて合理的選択理論を規範的な理論として検討してきたので、法と行動経済学に関しても同じ手法で検討することとしよう。ジョールズたちは法と行動経済学がもっている規範的な含意を「反-反パターンナリズム(anti-antipaternalism)」という奇妙な表現を用いて表わしている(Jolls et al., 2000, p. 45)。この主張の意味を理解するために、まずジョールズたちによる伝統的な法と経済学に対する解釈を導入しておこう。ジョ

(1996) ch. 3を参照。

55) ただし、前述したように、合理的選択理論の意義を実証的なところに求めたとしても、フリードマン流の方法論からすると、ホモ・エコノミカス仮説よりも現実の人間に近いということは必ずしも合理的選択理論の敗北を意味するものではないという点には留意する必要がある。

ールズたちは、法と経済学がしばしば強い反パターナリズムを擁護していたと主張する。すなわち、ジョールズたちによると、法と経済学は「消費者主権」という旗印を掲げ、この旗印の下、市民は自分自身の厚生を促進するであろうものについての最善の判断者であるという主張を行なっているものとして理解される。

しかし、前述した限定合理性に関する多くの事例をつぶさに検討してみると、市民が自分自身の利益の最善の判断者であるという観念に疑問を呈さざるを得なくなる。市民は自己利益の計算を間違えることが少なくないからである。この面で法と行動経済学は、法と経済学の能天気な反パターナリズムに対して懐疑の目を向けさせ、パターナリズムに対して一定の余地を認めるものである。

それでは法と行動経済学はパターナリズムの擁護論を積極的に展開するのだろうか。ここでジョールズたちは、公務員や政治家の行動に対する公共選択理論の見解と類似した主張を展開する。公共選択理論、とりわけタロックの理論は、人間が利己的な存在であることを強調しただけではなく、公務員や政治家も例外ではなく、公益よりむしろ自己利益を追求する存在である、と主張した。公共選択理論が政府の介入に対して懐疑的である理由はまさにこの想定から引き出されるものである。同様に、法と行動経済学は政府の行為者も認知的、動機的な問題に直面している点では他の行為者と変わるところがなく、従って、政府による個人の選択への介入が当該個人の状況を改善する保証はないと主張する。このようにパターナリストティックに介入する主体の側の限定合理性を強調することによって、法と行動経済学はパターナリズムの積極的な擁護論に対しても一定の批判的な距離をとっている。法と行動経済学のパターナリズムに対するこのような微妙な立場を示すために、ジョールズたちは反一反パターナリズムという奇妙な表現を用いているのである (Jolls et al., 2000, pp. 46-47)。

法と行動経済学のパターナリズムに対する以上のような微妙な位置関係を考えるならば、ジョールズたちの理論がパターナリズムであるかないかといった二者択一的に問いを立てるよりも、それがどの程度パターナリストティックなのかという程度問題を考察した方が建設的であろう。この問題を考えるために、まず法と行動経済学と自己利益説との関係から検討を始めよう。ジョールズた

ちの強調する限定自己利益という概念は、自己利益説からの訣別を宣言しているように見えるが、この印象は正しいだろうか。

ジョールズたちによると、限定自己利益という問題が疑問を投げかけるのは「効用の最大化」という観念そのものに対してではなく、それに関して通常行なわれる想定に対してなのである (Jolls et al., 2000, p. 16)。前述した自己利益に関する区分を用いると、通常、効用の最大化とは狭い意味での自己利益、すなわち自己中心的な利益の最大化を意味するものと想定されてきた。これに対して、法と行動経済学はそのような想定では説明できない現象⁵⁶⁾を示し、人々が自己中心的な利益の最大化を常に追求しているわけではないと主張した。しかし、自己中心的な利益として効用を捉える考え方は、経済学において通常行なわれる想定ではあっても効用観念から導き出されうる解釈のすべてではない。だからこそ、ジョールズたちも効用の最大化という観念そのものと通常の想定とを区分しているのである。要するに、ジョールズたちは自己中心的な利益として自己利益を捉える見解を批判し、それを超えようとしているのである。

問題は自己中心的な利益を超えて、どこまでジョールズたちは行こうとしているかである。彼女たちは人々がもっている公平なプロセスに対する関心に言及しているが、これは自己利益についての第二の解釈に沿った仕方であり、つまり人々は自分の厚生が公平なプロセスによって向上する限りにおいてのみこのプロセスを支持するとも理解できるだろうし、第三の解釈に沿って、人々は自分の厚生が低下したとしても公正なプロセスを擁護しているとしても理解できよう。この内、ジョールズたちは限定自己利益を第二の解釈に沿った仕方自己利益を理解しており、第三の解釈までは擁護していない、と解すべきだろう。というのも、ジョールズたちは限定自己利益と単純な利他主義との相違を強調し、他者を公正に扱う条件として他者も公正に行動していることを挙げているし、自分たちの批判しているのが効用の最大化という観念そのものではなく、その観念の一つの解釈 (本稿の区分を用いるならば、自己利益としての効用) であることを明言しているからである (Jolls et al., 2000, p. 16)。

しかし、その場合には、限定自己利益という概念は効用の最大化という観念

56) たとえば、囚人ディレンマ状況におけるお返し戦略。

を批判しないが故に、合理的選択理論に対する批判としての切れ味を失ってしまうという代価を支払わなくてはならない。つまり、センがコミットメントと呼んでいる自己利益を犠牲にしてまでも行為者がとる行動を限定自己利益にさえ反するものとして埒外としてしまうのである。しかも伝統的な合理的選択理論でさえもジョールズたちの目指している程度の拡張であれば、その理論的視座の内に収めることは可能であり、実際、合理的選択理論の総統であるベッカーその人も、効用関数の変数を拡張しその中にさまざまな要素を組み込むことによって、自己中心的な自己利益の追求とは言えないような個人の行動であっても効用の最大化によって説明できることを示そうとしているのである (Becker, 1996)。従ってセンが、ジョールズたちの批判は合理的選択理論の基礎に対してそれほど敵対的ではないという点ではベッカーによる拡張と変わらない、と結論づけていることにも一理あるだろう (Sen, 2002, p. 31)。

法と行動経済学がベッカー流の合理的選択理論と同じく拡張された自己利益説にすぎないとするならば、その限りにおいて法と行動経済学が合理的選択理論よりもパターナリズムに対して親和的であったり、敵対的であったりすることはないだろう⁵⁷⁾。これに対して、限定合理性や限定意思力といった概念は、ジョールズたちも認めているように明確にパターナリズムに親和的な側面を有している。しかも、サイモンのように限定合理性という条件下での人間にとって重要な別の合理性を示そうとするのではなく、選択の自由という価値を称揚することもない。従って、法と行動経済学において人間は自己利益を目指しつつも限界を有する存在としてのみ描かれることになり、法と行動経済学は反一反パターナリズムであるどころか、ウルトラ・パターナリズムに墮する危険を有している。

57) ただし、前述したように、ある理論がどれほどパターナリスティックであるかは、どの範囲までを自己利益として捉えるかという点だけでなく、自己利益を最終点帰結の観点から理解するのか、それとも包括的帰結という観点から理解するのによっても左右される部分がある。ジョールズたちが公平なプロセスに言及していることは、通常、最終点帰結によって定式化される自己利益説を拡張し、包括的帰結を射程に収めようとしているとも理解できる。とは言え、このような仕方では自己利益説を拡張することは合理的選択理論にとっても可能であり、法と行動経済学と合理的選択理論とをこの側面で差異化することも不可能であるように思われる。

もちろん、ジョールズたちが介入者の直面する認知的な困難を指摘することによってパターンリズムに一定の歯止めをかけようとしていたことを強調しなければ公平ではないだろう。しかし、その歯止めは手続的合理性や選択の自由といった価値に定位したのではなく、パターンリズムに基づいて介入する人たちの限界という事実に基づくものである⁵⁸⁾。従って、パターンリズムが正当であるか否かも、行為主体と介入者のどちらが行為主体の自己利益を正しく認識し、実現できるかによることになるだろう。私は心理学者ではないので、この点について証拠に基づいた意見を述べることはできないが、素人としていくつか推測するならば、この問題に関しては行為主体の方が優れている側面と、介入者の方が優れている側面との両方が存在しているように思われる。何が行為主体にとっての自己利益であるのかという問題に関しては、行為主体の方が有利な立場にいることは否定できないだろう。特に、限定自己利益という概念を用いて、自己中心的な利益よりも自己利益を拡張して捉える場合には、自己利益の認識という側面における行為主体の優位性は明らかだろう。

しかし、限定合理性と限定意思力といった側面においては、行為主体の優位性は必ずしも存在しないように思われる。というのも、これらの限界が生まれてくる背景の一つに、現在の自分への偏愛という現象があるように思われるからである。人間は往々にして、現在の自分の利益を重視して、将来の自分や他人の利益を軽視する。そしてこの傾向の故に、双曲的割引を行なうようになるのである。介入者も現在の自分への偏愛から逃れられてはいないが、他人の利益に関して判断する際にはこのような偏愛からはある程度は逃れることが可能であり、その一点においては、行為主体よりも合理的な判断を下す可能性がある。もちろん、介入者の現在の自分への偏愛が行為主体の利益の判定に際して悪さを働く可能性はあるし、介入者特有の別の原因が非合理的な判断に導く可能性もある。

私がここで、行為主体と介入者のいずれが行為主体の自己利益を判定しそれを実現するのに優れているかについての特定の結論を擁護しようとしているわ

58) パターンリズムに関する前述した区分に基づくならば、第二階の考慮に基づくパターンリズム批判である。

けではない。私が擁護しているのは、むしろどちらが合理的かをジョールズたちのようにア・プリオリには判断することはできず、個別事例に即して経験的に判断していくしかない、という立場である。この立場からするとジョールズたちが反パターナリズムの根拠として出してきた理由は状況に依存した偶然的で外在的なものにすぎないと述べることができるだろう。

さらに問題は個別事例に即して、介入者と行為主体のどちらが優れているかを検討していくこと自体が行為主体に屈辱を与えるという点である。私は自分でも自分のことを「ほめられた人間ではない」と考えているが、だからと言って、一々自分の行為が自己利益にかなっているかどうかを判定されたくはない。もちろん、私の答えが間違えている場合もあろうし、介入者が誤っていることもあろう。また、私にとって自己利益の実現は大事な問題であるから、どちらが正しいのか、あるいはどちらも正しくないのかは関心の的でもあろう。しかし、自己利益は私にとって重要なもののすべてではない。例えば、選択の自由や行為主体としての誇りといったものも重要であり、それらを捨て去ることは到底できない相談なのである。

繰り返すが、法と行動経済学においても、行為者の利益に関係する限りにおいて選択プロセスに対する考慮を一定の仕方に取り込むことができる。しかし、それはあくまでも「一定の仕方」でしかなく、「自由か、さもなくば死か」とまでは言わないものの、多少の自己利益の損失も厭わずに自由を擁護する人たちを満足させるものではない。自分の利益にかなわないにもかかわらず公正なプロセスを評価することは、ジョールズたちが拡張した枠組みから放逐されているからである。

法と行動経済学は合理的選択理論とともに効用の最大化という目的関数を共有しつつ、それを実現する行為主体の能力に疑問を投げかける。この意味において法と行動経済学は記述理論としての合理的選択理論を内在的に批判し、それを超克していると言えよう。しかし、規範的な理論として見た場合には、効用の最大化という目的関数を合理的選択理論とともに共有しているという事実は、法と行動経済学が合理的選択理論と同じ限界をも共有していることを示している。すなわち、手続的合理性や選択の自由といった価値を内在的に擁護し

ていないという限界である。しかもこの限界が法と行動経済学に対してもたらず帰結は、合理的選択理論に対してもたらされる帰結よりも深刻なものである。というのも、行為者の選択能力の限界を強調しつつも行為者の選択の価値を擁護しないために、法と行動経済学は行為者の選択能力に対して一点の疑念ももたない合理的選択理論と比べてパターンリズムに対してあまりに無防備だからである。

6 おわりに

「法と経済学」の隆盛は法学者の間に断層を走らせたように思われる。開国派の法学者にとって経済学は憧憬的であり、経済学のもつ厳密性、洗練性といった魅力はその法学への応用を正当化するに余りあるものであった。他方で、攘夷派の法学者にとっては経済学は理解不能な憎悪の対象であり、法の帝国のインテグリティはいかなる代価を払ってでも経済学帝国主義から守られなくてはならないものである。

どちらの態度も生産的とは言えないことは明かだろう。もし経済学のもつ厳密性や洗練性なるものが多くの重要な情報を切り捨てることによって贖われているとしたならば、それらは経済学にとっても価値ある属性とは言えないだろうし、ましてや法学者が範とすべきものではなかろう⁵⁹⁾。他方、経済学が万能ではないということは法学が万能であるということの意味するものではないし、経済学帝国主義の批判は法学帝国主義を正当化するものでもない。

私は経済学と法学は生産的な仕方で協働できると信じている。もちろん、この信念の正当性を論証するためには、行なわれなくてはならない作業が多数存在することは、いかにおめでたい私といえども理解している。例えば、法と経済学の意義を理解するためにも、経済学の基礎に対して、経済学のユーザーである法学者の視角から考察を加えることが必要だろう。しかし、少数の例外を

59) センによる経済学批判の骨子は、まさに経済学の理論の多くが重要な情報を排除することによってその整合性を贖っているという事実の告発にある。センの理論については、参照若松 (2003)。

除いては、法と経済学に関する研究の多くは経済学の方法を丸呑みした上で応用研究を行なうことに終始し、基礎的な研究はそれほど行なわれていないのが現状である⁶⁰⁾。私も応用研究の重要性は否定しないし、応用研究の積み重ねによっていわば「帰納的」に経済学の法学にとっての価値が論証される可能性も認めている。しかし「演繹的」な、すなわち法学において重要な価値から経済学の基礎を検討するという研究も同時に行なわれるべきであり、私が本稿で行ない、今後も継続していきたいと思っているのは、この基礎研究なのである。

本稿は、法と経済学の方法論的な基礎である合理的選択理論を、法学者の視角から見て重要な合理性と自由という価値に即して検討した。シカゴ学派もまたまさにこの二つの価値を尊重していることを標榜しているのであり、これらの価値という観点から経済学を検討することは決してないものねだりではなからう。本稿では合理性という観点から、顕示選好理論と自己利益説とを区分した。まず顕示選好理論の提示する合理性は行為主体にとっての合理性ではないし、選択の自由を尊重しているとも言えなかった。通常の自己利益説は、その当否はともかく行為主体にとっての合理性基準を提出してはいるが、最終点帰結によって自己利益を理解することが多いために個人の選択の自由を擁護しているとは言えなかった。また、公共選択理論は、パターナリズムというリトマス試験紙を用いると、顕示選好理論と同じ反応を示すブキャナン流の公共選択理論と、通常の自己利益説と同じ反応を示すタロック流の公共選択理論とに区分することができた。ブキャナンの理論は、顕示選好理論と同様、個人の選択を所与としてしまい、その自発性を吟味できない点で選択の自由を擁護しているとは言えなかった。これに対して、タロックの理論は、通常の自己利益説と同様、最終点帰結によって定式化される自己利益を情報基礎とするため、個人の選択の自由はその射程に収められていなかった。選択の自由を考慮していないという顕示選好理論と通常の自己利益説との共通の欠陥は、残念なことに合理的選択理論を超克しようとするサイモンの理論にも法と行動経済学にも共有

60) 法学的な視角から法と経済学の基礎について検討した希有な例外としては、参照(1993 a-d)。また、経済学における制度の重要性を指摘したものとしては、参照清水(2003)。

されていた。両者はともに合理性にのみ焦点を当てていて、選択の自由を等閑視していた。

これらの結論は、経済学をそのまま法学に應用する試みに対して否定的なものである。しかし急いで強調しておかなくてはならないのは、本稿が法と経済学の推進者に冷や水を浴びせかけ、法と経済学への反対者たちに溜飲を下げさせることを狙っているわけではない、という点である。合理性や自由を尊重していない点では、条文の言葉にこだわりすぎている法学もあまり変わらないのかもしれない⁶¹⁾。むしろ、本稿の狙いは法学と経済学との間の魅力的なインターフェースを整備することにある。法学と経済学の協働が実り多きものになるためには、協働の場が設定されていることが必要である。この協働の場が歪んでいると、両者の協働が無意味であったり、すれ違いになる危険がある。法と経済学が生産的であるかどうかは協働の場の設定に大きく左右されるのであり、この協働の場を模索することが本稿の狙いなのである。

合理的選択理論について詳細な検討を行なったサグデンは、「合理的選択理論は確固たる基礎を有しており、経済学の課題は合理的選択理論の諸前提からの演繹を行い、その含意を示すことである」という従来の観念は揺らぎ、さまざまな仕方での諸前提の自明性が失われているのが現状であることを示した後、「経済学者は数学者であるとともに、哲学者とならなくてはならない」(Sugden, 1991, p. 783) という印象深い主張を行なった。サグデンの響みに倣うならば、法学と経済学の協働を推進しようとする者も、それに反対しようとする者もまた、数学者であるとともに哲学者とならなくてはならないのだろう。

61) これが刺激的な主張であることは認める。また、この主張が本稿において検討されてきた事柄から正当化されるようなものではないことも承知している。この問題の検討は後日に期したいと思っているが、経済学の限界は法学の万能を意味するものではないことだけは確かだろう。

参考文献

- Arrow, Kenneth (2004) "Is Bounded Rationality Unboundedly Rational? Some Ruminations", in Mie Augier and James March eds. *Models of a Man*, Cambridge, M.A.: The MIT Press, pp. 47-55.
- Becker, Gary (1996) *Accounting for Tastes*, Cambridge: M.A.: Harvard University Press.
- Buchanan, James M. (1954) "Social Choice, Democracy and Free Market", *Journal of Political Economy*, Vol. 62, pp. 114-123. 邦訳, 「社会的選択, 民主制, 自由市場」『公と私の経済学』田中清和訳, 第六章, 多賀出版, 1991年。
- (1975) *The Limits of Liberty*, Chicago: I.L.: The University of Chicago Press. (加藤寛監訳, 『自由の限界』, 秀潤社, 1977年)。
- (1986) *Liberty, Market and State*, Sussex, U.K.: Harvest Press.
- Downs, Anthony (1957) *An Economic Theory of Democracy*, New York: Harper & Row. (古田精司監訳, 『民主主義の経済理論』, 成文堂, 1981年)。
- Ferejohn, John and Debra Satz (1995) "Unification, Universalism, and Rational Choice Theory", in Jeffrey Friedman ed. *The Rational Choice Controversy*, New Haven: C.T.: Yale University Press, pp. 71-84.
- Friedman, Milton (1979) "The Nature of Positive Economics", in F. Hahn and M. Hollis eds. *Philosophy and Economic Theory*, Oxford, U.K.: Oxford University Press, pp. 18-35.
- Green, Donald and Ian Shapio (1994) *Pathologies of Rational Choice Theory*, New Haven: C.T.: Yale University Press.
- Hollis, Martin (1987) *The Cunning of Reason*, Cambridge, U.K.: Cambridge University Press. (槻木裕訳, 『ゲーム理論の哲学』, 晃洋書房, 1998年)。
- Hylton, Keith (2004) "Calabresi and the Intellectual History of Law & Economics", *Boston University School of Law Working Paper Series*, Law and Economics Working Paper No. 04-04.
- Jolls, Christine, Cass Sunstein, and Richard Thaler (2000) "A Behavioral Approach to Law and Economics", in C. Sunstein ed. *Behavioral Law and Economics*, Cambridge, U.K.: Cambridge University Press, pp.13-58.
- Korsgaard, Christine (1996) *The Sources of Normativity*, Cambridge: U.K.: Cambridge University Press. (寺田俊郎・三谷尚澄・後藤正英・竹山重光訳, 『義務とアイデンティティの倫理学』, 岩波書店, 2005年)。
- Mansbridge, Jane (1990) "The Rise and Fall of Self-Interest in the Explanation of Political Life", in Jane Mansbridge ed. *Beyond Self-Interest*, Chicago, I.L.: The University of Chicago Press, pp. 3-22.
- Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State and Utopia*, New York, NY: Basic Books. (嶋津格

- 訳, 『アナーキー・国家・ユートピア』, 木鐸社, 1989年).
- Parfit, Derek (1984) *Reasons and Persons*, Oxford, U.K.: Clarendon Press. (森村進訳, 『理由と人格』, 勁草書房, 1998年).
- Posner, Richard (1979) "Some Uses and Abuses of Economics in Law", *University of Chicago Law Review*, Vol. 46, pp. 281-306.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Raz, Joseph (1986) *The Morality of Freedom*, Oxford, U.K.: Clarendon Press.
- Satz, Debra and John Ferejohn (1994) "Rational Choice and Social Theory", *The Journal of Philosophy*, Vol. 91, 71-87.
- Savage, Leonald (1972) *The Foundations of Statistics*, New York: N.Y.: Dover Publications, second revised edition.
- Sen, Amartya (1982) *Choice, Welfare and Measurement*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (大庭健・川本隆史訳, 『合理的な愚か者』, 勁草書房, 1989年).
- (2002) *Rationality and Freedom*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Simon, Herbert A. (1979) "From Substantive to Procedural Rationality", in F. Hahn and M. Hollis eds. *Philosophy and Economic Theory*, Oxford, U.K.: Oxford University Press, pp. 65-86.
- Slote, Michael (1985) *Common-sense Morality and Consequentialism*, London, U.K.: Routledge and Kegan Paul.
- Sugden, Robert (1985) "Why be Consistent?", *Economica*, Vol. 52, pp. 167-183.
- (1991) "Rational Choice", *The Economic Journal*, Vol. 101, pp. 751-785.
- (1993) "Welfare, Resources, and Capabilities: A Review of Inequality Reexamined by Amartya Sen", *Journal of Economic Literature*, Vol. 31, pp. 1947-62.
- Williams, Bernard (1973) "A Critique of Utilitarianism", in J. J. C. Smart and Bernard Williams eds. *Utilitarianism for and against*, Cambridge, U.K.: Cambridge University Press, pp. 75-150.
- 川浜昇 (1993a) 「法と経済学」と法解釈の関係について (1), 『民商法雑誌』, 第108巻, 第6号, 820-849頁.
- (1993b) 「法と経済学」と法解釈の関係について (2), 『民商法雑誌』, 第109巻, 第1号, 1-35頁.
- (1993c) 「法と経済学」と法解釈の関係について (3), 『民商法雑誌』, 第109巻, 第2号, 207-234頁.
- (1993d) 「法と経済学」と法解釈の関係について (4・完), 『民商法雑誌』, 第109巻, 第3号, 413-443頁.
- 瀬戸山晃一 (2003) 「自己決定の合理性と人間の選好」, 『法哲学年報2002』, 131-140頁.

- 清水和巳 (2003) 『『合理的経済人』仮説の終焉』, 佐藤良一 (編) 『市場経済の神話とその変革』, 法政大学出版局, 東京, 3-34 頁。
- 多田洋介 (2003) 『行動経済学入門』, 日本経済新聞社, 東京。
- 田中成明 (1994) 『法理学講義』, 有斐閣, 東京。
- 若松良樹 (2003) 『センの正義論』, 勁草書房, 東京。
- (2004) 「選択の自由とは何か」, 田中成明 (編) 『現代法の展望』, 有斐閣, 東京, 311-331 頁。

